第1期
アクション
プラン

いわて県民計画
(2019~2028)

東日本大震災津波の経験に基づき、
引き続き復興に取り組みながら、
お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて

地域振興プラン
(2019年度~2022年度)
県北広域振興圏

岩手県

目　次

県北広域振興圏

はじめに ---------- 1

Ⅰ　隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域 ---------- 3

1　多様な交流・連携により地域コミュニティを活性化します ---------- 5
2　文化芸術・スポーツの持つ力を地域活性化へとつなげていきます ------ 8
3　地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくります
(1) 保健・医療分野 ---------- 13
(2) 介護・福祉分野 ---------- 17

Ⅱ　自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域 ------ 21

4　災害に強い社会基盤を整えます ---------- 23
5　新しい交通ネットワークを中心に、地域経済や暮らしを支える社会基盤を整えます ---------- 27
6　環境を守り育てる人材を育成し、多様な主体との協働を進めながら、良好な自然環境を守ります ---------- 31
7　豊富な再生可能エネルギー資源を生かした循環型の地域づくりに取り組みます ---------- 35

Ⅲ　誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域 ---------- 39

8　北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルでいきいきと暮らせる農村をつくります ---------- 41
9　地域材や特用林産物の生産体制の強化と需要拡大に取り組みます ------ 46
10　担い手の確保・育成と漁業生産量の回復･向上を進めます ---------- 50
11　北いわての魅力ある食材を生かした食産業を盛んにします ---------- 54
12　アパレル産業など高い技術力を有するものづくり産業を盛んにします -- 58
13　隣接圏域等と連携した広域観光を進めます ---------- 62
14　雇用環境の改善と若年者などの就業支援を進めます ---------- 66

巻末資料　「県北圏域重点指標」一覧 ---------- 69

はじめに

１　地域振興プランの策定趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中、４広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることが必要です。

こうしたことから、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第７章では、各広域振興圏の目指す姿の実現のために、地域の特性を踏まえた基本的な考え方と取組方向について示しています。

地域振興プランは、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実行性を確保するものです。

２　地域振興プランの期間

「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第７章の第１期アクションプランとして策定するもので、マニフェスト・サイクルを考慮した 2019 年度から 2022 年度までの４年間の計画とします。

３　地域振興プランの構成

はじめに、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第７章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するための目標となる重点指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示すとともに、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

【目指す姿（長期ビジョンからの再掲）】

> **多様かつ豊富な資源・技術、培われた知恵・文化を生かし、北東北、北海道に広がる交流・連携を深めながら、新たな地域振興を展開する地域**

【振興施策の基本方向（長期ビジョンからの再掲）】

> **Ⅰ　隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域**

県央圏域や八戸圏域などとの交流・連携による地域活性化や、地域に根ざした文化芸術やスポーツの振興を図るとともに、東日本大震災津波の被災者のこころのケアと健康づくりの支援や、保健・医療・介護・福祉の連携により、子どもから高齢者まで、病気や障がいなどの有無に関わらず、安心して健やかに暮らせる環境づくりを進めます。

Ⅱ　自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進し、地震津波などへの対策を強化するとともに、物流の効率化や圏域内外への交流拡大、生産性の向上を支える社会基盤の整備を進めます。

また、良好な自然環境を保全し、豊かな自然と共生しながら、太陽光、風力、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます。

Ⅲ　誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

地域の中核となる経営体の育成や担い手の確保・育成、農林水産物の生産性向上やブランド化などによる高付加価値化と販路拡大の取組を進めるとともに、地域の特性を生かした体験・交流型観光や食産業振興の取組を進めます。

また、産学官が連携した企業支援を展開し、アパレルなど特徴的な産業の認知度向上やものづくりを担う人材の育成を進めるとともに、県や市町村などの関係機関が一体となってキャリア教育に取り組み、若者の地元就職を促進します。

4　地域振興プランの推進

各広域振興圏における「目指す将来像」を実現するためには、県はもとより地域の方々やＮＰＯ、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため策定に当たっては、地域の代表者等で構成されるいわゆる圏域懇談会における意見や地域説明会、パブリックコメント等を踏まえ策定したものです。

このプランの推進に当たっては、政策推進プランや復興プランに掲げる施策などと連携しながら取り組んでいきます。

また、今後の進行管理については、上記懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

【振興施策の基本方向】

Ⅰ　隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

県央圏域や八戸圏域などとの交流・連携による地域活性化や、地域に根ざした文化芸術やスポーツの振興を図るとともに、東日本大震災津波の被災者のこころのケアと健康づくりの支援や、保健・医療・介護・福祉の連携により、子どもから高齢者まで、病気や障がいなどの有無に関わらず、安心して健やかに暮らせる環境づくりを進めます。

【県北圏域重点指標】

指標		単位	現状値	年度目標値			計画目標値
			2017	2019	2020	2021	2022
①　活動中の元気なコミュニティ特選団体数（累計）		団体	43	48	50	52	54
②　公立文化施設における催事数		件	138	140	142	144	146
③　スポーツ実施率		%	60.3	63.5 (2018)	64.0 (2019)	64.5 (2020)	65.0 (2021)
④　自殺者数〔10万人当たり〕		人	28.9	27.5 (2018)	26.1 (2019)	24.8 (2020)	23.4 (2021)
⑤　大きな病院と診療所（開業医）の役割分担の認知度		%	49.8	51.8	52.8	53.8	54.8
⑥　がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数〔10万人当たり〕	男性	人	358.8 (2016)	344.1 (2018)	336.7 (2019)	329.4 (2020)	322.0 (2021)
	女性		168.5 (2016)	158.7 (2018)	153.9 (2019)	149.0 (2020)	144.1 (2021)
⑦　居宅介護（地域密着型）サービス[1]利用割合		%	58.2	59.0 (2018)	60.0 (2019)	61.0 (2020)	62.0 (2021)
⑧　障がい者グループホーム[2]の利用者数		人	243	255	267	277	287

[1]　居宅介護（地域密着型）サービス：高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域（自宅）で暮らし続けることを目的として、自宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練を行うサービス。

[2]　グループホーム：生活に困難を抱えた障がい者や認知症高齢者が、専門スタッフによる家事などの日常生活援助を受けながら、少人数で共同生活を送ることのできる住居。

⑨　「いわて子育て応援の店[3]」の協賛店舗数（累計）	店舗	169	176	183	189	196
⑩「いわて子育てにやさしい企業等認証」の認証数（累計）	社	3	16	20	24	28

※1　上記の表中、右上に（　）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※2　指標の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

重点施策項目	具体的推進方策
1　多様な交流・連携により地域コミュニティを活性化します	①　隣接する圏域等との広域的な交流・連携
	②　地元定着、移住・定住の促進
2　文化芸術・スポーツの持つ力を地域活性化へとつなげていきます	①　文化芸術情報の発信や文化芸術に直接触れる機会の充実
	②　「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録の機運醸成に向けた取組
	③　カーリングなどの生涯スポーツの定着や競技スポーツの魅力発信の推進
	④　八戸圏域との文化・スポーツに関する交流・連携の促進
3-1　地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくります（保健・医療分野）	①　被災住民への健康支援と医療体制の構築
	②　医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進
	③　自殺対策の推進
	④　脳卒中をはじめとする生活習慣病予防の推進
	⑤　健康危機管理対策の推進
3-2　地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくります（介護・福祉分野）	①　地域で支える子育て支援
	②　地域で支える高齢者支援
	③　障がい者の自立生活支援
	④　生活困窮者の自立支援
	⑤　みんなが住みやすいまちづくりの推進

[3] いわて子育て応援の店：子ども連れの家庭や妊娠されている方が、協賛店を利用する際、協賛店や企業が考えた子育てにやさしい様々なサービスの提供を受けられる店。

Ⅰ　隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

1　多様な交流・連携により地域コミュニティを活性化します

（基本方向）

三陸沿岸道路の開通に伴い、県北圏域内外の交流が拡大することから、北緯40°ナニャトヤラ連邦会議[1]の枠組みも活用し、沿岸部、内陸部、八戸圏域との交流・連携を促進します。

若者や女性が地域や職場において活躍できるよう、環境づくりを支援します。

「暮らしたい」、「帰りたい」と思える地域にしていくため、多様な主体が取り組む地域コミュニティの活性化を支援し、地元定着及び移住・定住を促進します。

県北圏域内外の人材交流を促進するため、市町村や関係団体等との受入態勢の構築に努めながら、移住・定住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備し、地域活性化を図ります。

現状と課題

- 県北圏域では、若年女性人口の減少や出生率の低迷、進学・県外就職等による若者流出を主な要因とした人口減少・少子高齢化が問題となっています。
- 人口減少・少子高齢化に加え、個人の価値観の変化、東日本大震災津波の被災等を要因とする、地域活動のリーダーの高齢化や担い手不足による地域コミュニティ機能の低下が大きな問題となっていることから、市町村や関係機関など多様な主体の参画・連携により、地域コミュニティの形成支援を行う必要があります。
- 東日本大震災津波を契機に、県内外の多くの若者や女性による活動が復興に向けての大きな力となっており、これらの活動を継続・拡大させるため、交流の輪の構築等の支援を行う必要があります。
- 地域おこし協力隊[2]や復興支援員[3]をはじめ、県内外からの移住者には、外部の視点から地域づくりの中心になって活動している方もいることから、移住者の受入態勢の整備が重要となっています。

---

[1] 北緯 40°ナニャトヤラ連邦会議：八戸圏域、久慈圏域及び二戸圏域の連携による地域振興に関する意見交換及び施策の推進のため、平成 18 年度（2006 年度）に設置された。八戸市、久慈市、二戸市、三八地域県民局及び県北広域振興局の３市２局で構成され、市町村や都道府県といった行政の線引きにとらわれることなく、三圏域の振興に向けた協議を行い、合意に至った各種の連携協力事業を推進することとしている。

ロゴマーク

なお、次のようなロゴマークを制定、広報誌等に表示するほか、イベント等でも使用している。

[2] 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

[3] 復興支援員：被災自治体が地域内外の人材を受け入れ、被災者の見守りやケア、地域おこし活動等の「復興に伴う地域協力活動」を行ってもらい、地域コミュニティの再構築を図ることを目的とした制度。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　隣接する圏域等との広域的な交流・連携

- 北緯 40°ナニャトヤラ連邦会議の枠組みも活用し、隣接する圏域等との広域的な交流・連携を促進します。
- 地域おこし協力隊・復興支援員など地域外の人材との交流・連携を促進します。
- 地域特性を生かした施策や市町村、事業者・団体、住民等と連携している取組について、圏域内外に情報発信し、県北圏域が一体となった地域づくりの機運醸成を図ります。

②　地元定着、移住・定住の促進

- 子どもの郷土愛を育むための体験交流や県、市町村、ＮＰＯ等の多様な主体が参画する研修会等の実施を通じて、地域コミュニティ活動に取り組む人材の育成を進め、若者や女性の地元定着を図ります。
- 地域の若者・女性グループが自ら行う、地域の課題解決や元気創出に資する取組を支援します。
- Ｕ・Ｉターン等の情報提供など市町村と連携しながら移住・定住の取組を進めます。
- 地域おこし協力隊や復興支援員等の制度を有効に活用し、任期終了後の地域への定着を図るとともに、移住・定住先となる市町村や地域の受入意識の醸成を図ります。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～2018	2019	2020	2021	2022
①　隣接する圏域等との広域的な交流・連携 目標 ・北緯40°ナニャトヤラ連邦会議への参画（回） 現状値：2 2019：2 2020：2 2021：2 2022：2 現状値は2017年の値		北緯 40°ナニャトヤラ連邦会議への参画 →			
		地域おこし協力隊等との交流・連携の促進 →			
		全世帯配布広報誌による情報発信 →			
②　地元定着、移住・定住の促進 目標 ・地域づくりセミナー等への参加者数（人） 現状値：58 2019：70 2020：80 2021：90 2022：100 現状値は2017年の値		人材育成研修の開催 →			
		地域コミュニティ活動支援 →			
		若者・女性の活躍支援 →			
		広域的なＵ・Ｉターン等の情報提供 →			
		地域おこし協力隊等の移住・定着支援 →			

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・地域コミュニティ活動への参画
・移住者の受入理解
・移住者のサポート
・移住者との交流
（ＮＰＯ等）
・住民意識の醸成
・地域課題の把握と課題解決に向けた取組
・自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信
・他地域の地域コミュニティ団体との連携・交流
・移住者の受入理解
・移住者のサポート
・移住者との交流
（企業等）
・地域社会の構成員として地域コミュニティ活動への参画
・地域コミュニティ活動への支援
・就職、仕事に関する情報の発信
・移住者の経験や技術の活用
・働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備
・岩手県出身者をはじめとした移住者の雇用拡大
（市町村）
・住民に対する意識啓発
・地域コミュニティの育成・活性化
・地域おこし協力隊の活動サポート及び定着に向けた支援
・地域住民と連携した地域課題の把握と課題解決に向けた取組
・移住者の受入窓口の設置など相談・支援体制の整備
・移住希望者への情報発信
・インターンシップの受入促進や移住体験施策の推進
・移住者の支援やフォローアップ

Ⅰ　隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

２　文化芸術･スポーツの持つ力を地域活性化へつなげていきます

（基本方向）

物質的な豊かさだけでは得られない、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するため、文化芸術・スポーツの持つポテンシャルを活かし、地域活性化に取り組みます。

文化芸術においては、地域づくりや観光分野への波及効果も視野に入れ、文化芸術に対する理解と関心を深めるため、情報発信を行うとともに、将来の文化芸術活動の担い手である子どもや青少年が文化芸術に触れる機会を提供・充実していきます。

スポーツにおいては、県民一人ひとりがスポーツの意義・価値を理解し、それぞれのライフステージに応じてスポーツに親しみ、その楽しさや感動を享受しながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことができるよう取り組みます。

また、県北圏域と隣接する青森県八戸圏域の持つ文化芸術・スポーツ両分野の資源を生かし、多様な交流に取り組みます。

現状と課題

- 少子化等を要因とした人口減少や高齢化の進行により、伝統文化等の担い手不足が顕在化し、文化芸術の継承が課題となっておりますが、地域に暮らす人々の感性や創造力によって産み出された多様な文化芸術を、地域の共通財産として次世代に確実に引き継いでいく必要があります。
- 県北圏域の文化芸術は、地域にとって有用な資源であり、地域おこしや地域活性化に対応する様々なアプローチの一つとして、文化芸術の持つポテンシャルを活かしていく必要があります。
- 文化芸術の裾野を拡大するためには、人材育成、環境整備を進めていくことが必要です。
- 世界遺産の登録に向け取り組んでいる「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、人類共通の宝として未来へ伝えていかなければならない貴重な文化遺産であることから、その登録に向けた取組と、北海道、北東北３県に暮らす人々が、縄文遺跡群の持つ普遍的な価値を共有することが重要です。
- スポーツには子どもたちの心身の健全な発育・発達や地域の交流、賑わいの創出・醸成といった地域活性化への効果が期待されています。
- スポーツに親しむ習慣のない人も含め、子供から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じたスポーツへの参加を促進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 文化芸術情報の発信や文化芸術に直接触れる機会の充実

- 「いわての文化芸術情報大事典」ホームページを活用した情報発信に取り組みます。
- 文化芸術コーディネーターと連携し、情報発信と文化芸術活動の支援に取り組みます。
- 文化芸術の体験イベントや関係団体と連携した取組を推進し、文化芸術に親しむ機会を確保します。

② 「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録の機運醸成に向けた取組

- 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録に向け、機運醸成に取り組みます。
- 世界遺産登録に向け、北海道や北東北とのつながりを生かし、多様な交流を推進するとともに、北海道及び北東北３県が連携した取組を進めます。

③ カーリングなどの生涯スポーツの定着や競技スポーツの魅力発信の推進

- カーリングなどの生涯スポーツの普及に向けた取組を支援するとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組みます。
- 健康増進に資する「運動」、「スポーツ」を行うことができる多様な場の創出と機会の確保を図り、地域に暮らす方々の生涯スポーツの定着に取り組みます。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの「復興『ありがとう』ホストタウン」への登録を契機とした、競技スポーツの魅力発信や、圏域外との様々な形での交流に取り組みます。
- 関係機関と連携し、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動に取り組みます。
- 各種スポーツの体験イベントや関係団体と連携した取組を推進し、スポーツに親しむ機会を確保します。

④ 八戸圏域との文化・スポーツに関する交流・連携の促進

- 北緯 40°ナニャトヤラ連邦会議の枠組みを活かし、八戸圏域との文化芸術・スポーツ両分野における交流に取り組みます。
- 八戸市の持つ文化芸術・スポーツ施設を活用した交流連携事業に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）

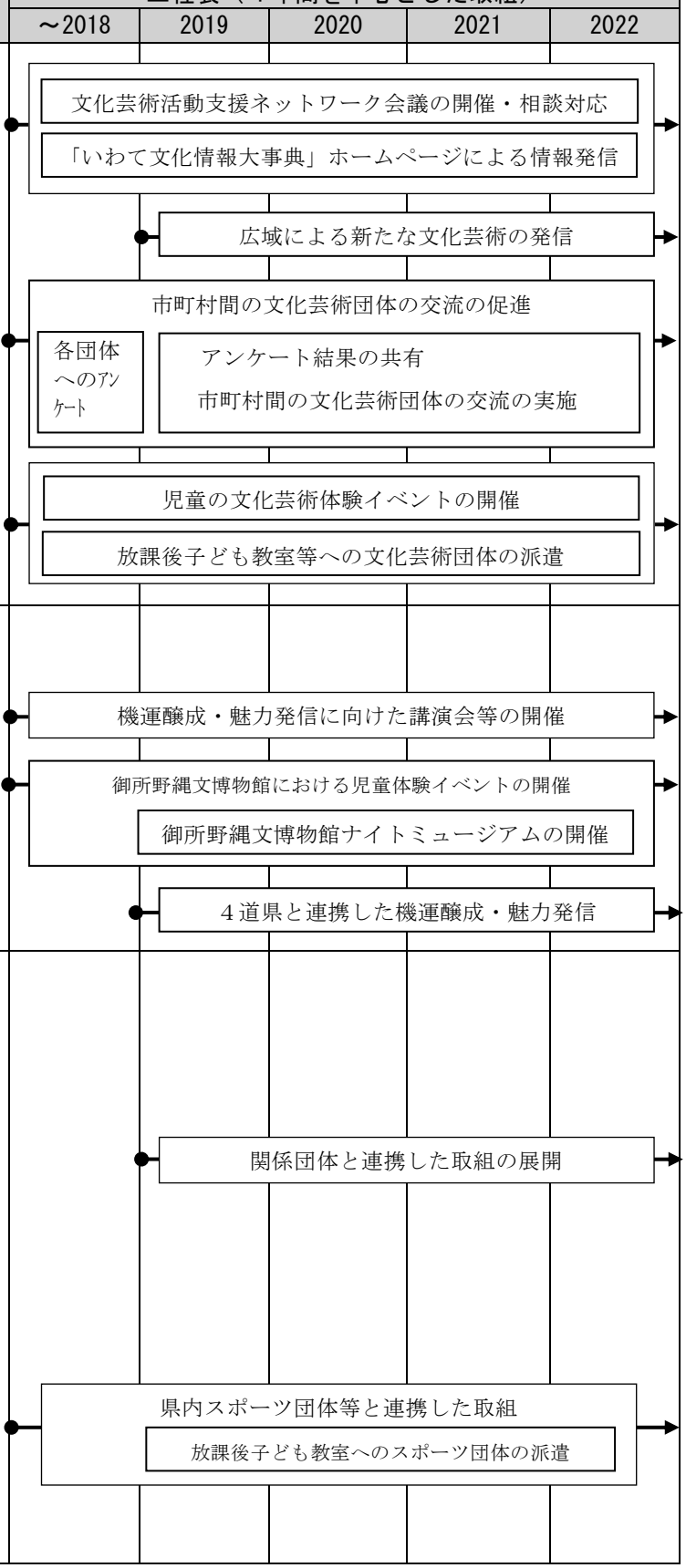

①　文化芸術情報の発信や文化芸術に直接触れる機会の充実

目標

・文化芸術コーディネーターの活動件数（件）

現状値	2019	2020	2021	2022
140	142	144	146	148

現状値は 2017 年の値

・児童**等**の文化芸術の体験者数（人）

現状値	2019	2020	2021	2022
68	80	90	100	110

現状値は 2017 年の値

②　「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録の機運醸成に向けた取組

目標

・講演会・フォーラム等参加者数（人）

現状値	2019	2020	2021	2022
250	290	310	330	350

現状値は 2017 年の値

③　カーリングなどの生涯スポーツの定着や競技スポーツの魅力発信の推進

目標

・スポーツ施設入場者数（千人）

現状値	2019	2020	2021	2022
709	(2018) 741	(2019) 741	(2020) 741	(2021) 741

現状値は 2017 年の値

・児童の管内体育団体及びスポーツチームとの交流・体験者数（人）

現状値	2019	2020	2021	2022
―	30	40	50	60

現状値は 2017 年の値

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～2018	2019	2020	2021	2022
④　八戸圏域との文化・スポーツに関する交流・連携の促進 目標 ・八戸圏域との交流参加者数（人） 現状値 2019 2020 2021 2022 1,024 1,050 1,080 1,110 1,140 現状値は 2017 年の値	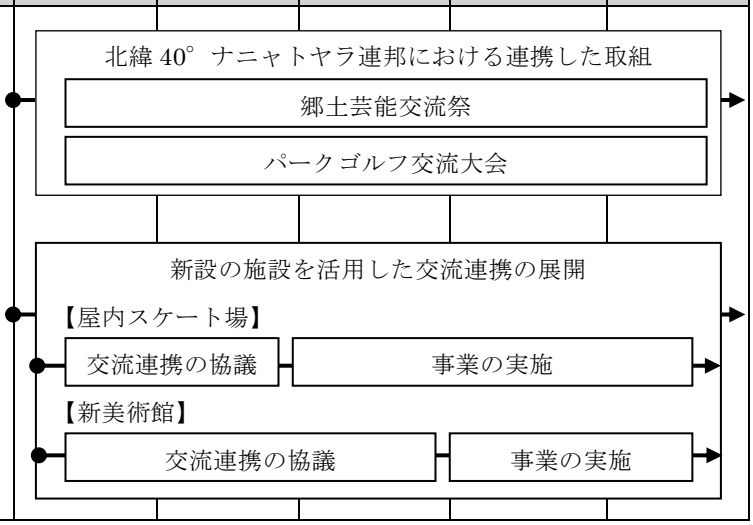				

県以外の主体に期待される行動

【文化芸術】
（住民）
・文化芸術活動への参加・鑑賞
・文化芸術の継承・発展
（文化芸術団体）
・文化芸術活動の推進
・文化芸術の鑑賞機会の提供
・文化芸術振興のための県、市町村と連携した取組の推進
（市町村・市町村教育委員会）
・地域の文化芸術の情報発信
・郷土芸能の保存・伝承
・文化芸術資源を活用した地域づくりの推進
・世界遺産登録の推進（機運醸成）
・文化芸術振興のための県、文化芸術団体と連携した取組の推進
（文化施設）
・文化芸術の鑑賞・体験機会の提供
・文化芸術団体（個人）の活動支援
・文化芸術に係る自主事業の推進
（文化芸術コーディネーター）
・文化芸術団体の活動支援
・文化芸術活動に係る情報発信
・文化芸術団体の広域的な活動に係る調整・支援
・文化芸術活動支援ネットワーク会議による文化芸術活動の取組の促進

【スポーツ】
（住民・家庭）
・自主的・自発的なスポーツの取組
・スポーツ観戦
・地域スポーツ活動の企画・参加・交流
（総合型地域スポーツクラブ）
・地域におけるスポーツを楽しむ環境づくり
（市町村・市町村教育委員会）
・スポーツイベント等の開催
・スポーツ環境の整備
・スポーツ合宿等の誘致
・スポーツ施設の活用の促進
（市町村体育協会等・体育施設）
・生涯スポーツの推進
・障がい者スポーツの推進
・各種競技団体等の活動支援
（スポーツ推進委員）
・スポーツ推進の事業の実施に係る連絡調整
・住民に対するスポーツの実技の指導

【関連する計画】
・岩手県スポーツ推進計画（計画期間　2019年度～2023年度）

Ⅰ　隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

3-1　地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくります（保健・医療分野）

（基本方向）

東日本大震災津波及び平成28年台風第10号による被災者の健康維持の支援やこころのケアを引き続き推進するとともに、災害発生時を想定した医療体制の構築を進めます。

また、医療機能の役割分担と連携を進め、切れ目のない医療を提供するとともに、保健・医療・介護・福祉の連携、自殺対策や生活習慣病予防を推進し、こころと体の健康づくりを進めます。

さらに、新型インフルエンザ等の発生に備えた健康危機管理対策の推進を図ります。

現状と課題

- 東日本大震災津波や平成28年台風第10号による被災者は、高齢化の進行や生活環境の変化等により抱える問題が複雑・多様化し、心身ともに負担が増している状況にあり、今後もきめ細やかな支援が必要です。
- 大規模災害時における医療提供体制を確保するため、医療関係機関のほか、防災関係機関も含めた地域における災害医療体制の構築が必要です。
- 県北圏域の自殺死亡率は県平均より高く、自殺者数は働き盛りの男性と高齢者に多く、男性が女性の約２倍という状況にあります。

  包括的な自殺対策の推進に加えて、自殺者の多い年代を対象とした重点的な取組や、地域で自殺対策に取り組む人材の養成や見守り体制の充実が必要です。
- 県北圏域の人口割合でみた医療機関数や医療従事者数は、県平均と比較して低く、診療科も偏在するなど厳しい医療環境にあることから、医療機関の負担を増すことなく、住民の健康水準の向上を図っていく必要があります。
- 県北圏域のがん、心疾患及び脳血管疾患の年齢調整死亡率は、いずれの疾患についても男女とも県平均を上回っていることから、引き続き、脳卒中をはじめとする生活習慣病[1]予防対策を推進していくことが必要です。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、市町村、感染症指定医療機関及び関係団体との十分な連携のもと、地域医療体制の確保やまん延防止策の強化等、健康危機管理対策の推進を図ることが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　被災住民への健康支援と医療体制の構築

- 被災住民は高齢化や生活環境の変化等により抱える問題が複雑・多様化しており、今後も県、市町村、関係機関、ボランティア等が連携し、こころのケアを継続するとともに、健康の保持増進が図られるよう支援します。

[1] 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気。

・　関係機関との緊密かつ効果的な連携を確保し、災害発生時に備えた医療体制を構築します。

②　医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進

・　医師確保に取り組みながら、住民に県立病院や地域医療の現状を情報提供し、かかりつけ医への適切な受診を促すなど、医療機関の機能に応じた受診につなげる取組を推進します。

・　医療機関相互の情報連携や妊産婦の健康サポート等に取り組み、周産期母子保健対策の強化を図ります。

・　高齢者等が在宅で適切に医療や介護が受けられるよう、退院後の療養継続に向け必要な調整や、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用による医療機関や介護事業所、地域包括支援センターの情報共有及び相互連携を促進するなど、地域包括ケアシステムの構築による保健・医療と介護・福祉との連携を推進します。

・　将来、県北地域で医療に従事する人材を育てるため、医師を講師とする中学校での出前講座や医療現場体験会を実施します。

③　自殺対策の推進

・　県北圏域の重要課題である自殺死亡率を改善することを目指し、県・市町村・関係機関・団体が更に連携を強化し、包括的な自殺対策プログラムを推進するとともに、高齢者、生活困窮者、働き盛り世代の各対象に応じた自殺対策を推進します。

・　地域において見守り等を行うゲートキーパー[2]等の人材養成や、自殺防止月間（９月）及び自殺対策強化月間（３月）における集中的な普及啓発等を行います。

④　脳卒中をはじめとする生活習慣病予防の推進

・　県北圏域の重要課題である脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症予防や死亡率を改善するため、関係機関や団体、企業・事業所と一体となって、若年期からの各ライフステージ[3]に応じた生活習慣の改善に取り組みます。

・　「働き盛り世代」については、企業・事業所が従業員の健康保持･増進に主体的かつ積極的に取り組むよう、企業・事業所への普及啓発や支援を強化し、健康経営[4]の取組を促進します。

・　平成 30 年（2018 年）の健康増進法の改正を踏まえ、受動喫煙防止対策を推進します。

⑤　健康危機管理対策の推進

・　新型インフルエンザ等の発生に備え、搬送や医療・予防接種体制の確保を図るため、感染症指定医療機関や市町村等と連携し、訓練や研修に取り組みます。

・　結核、季節性インフルエンザ、感染性胃腸炎等のまん延防止のため、介護・児童福祉関係者等への普及啓発に取り組みます。

---

[2]　ゲートキーパー:悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。岩手県では、自殺対策において、県民一人ひとりがゲートキーパーとしての意識をもち、つながり、支え合っていこうという活動を展開している。

[3]　ライフステージ：人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

[4]　健康経営:従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）

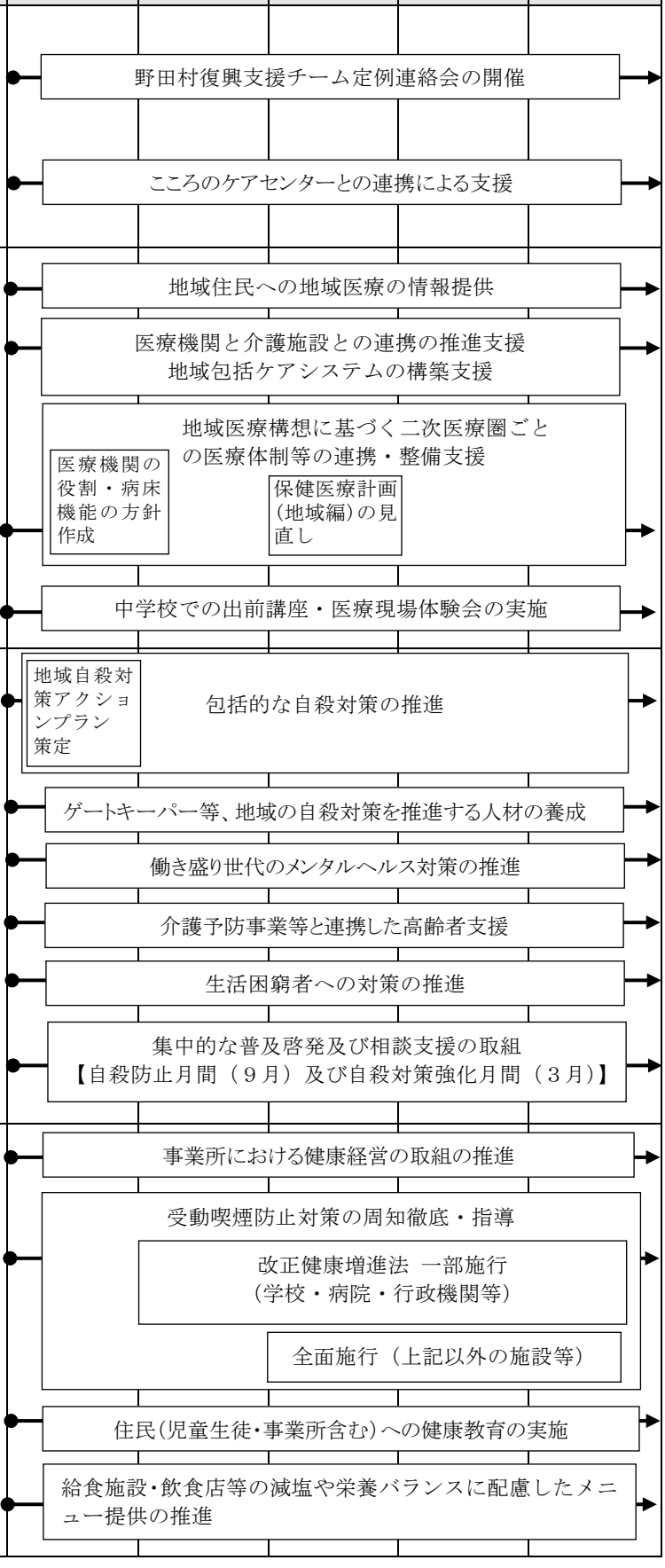

① 被災住民への健康支援と医療体制の構築

目標

・野田村復興支援チーム定例連絡会開催回数（回）

現状値	2019	2020	2021	2022
12	12	12	12	12

現状値は2017年の値

② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進

目標

・中学校での医療人材育成に係る出前講座・医療現場体験会参加者数（人）

現状値	2019	2020	2021	2022
723	730	730	730	730

現状値は2017年の値

③ 自殺対策の推進

目標

・自殺予防の担い手養成研修受講者数

（人）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
268	300	600	900	1,200

現状値は2017年の値、目標値は2019年からの累計

④ 脳卒中をはじめとする生活習慣病予防の推進

目標

・「いわて健康経営宣言」事業所数（社）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
40	52	58	64	70

現状値は2017年の値

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）

⑤　健康危機管理対策の推進

目標

・感染症予防研修会の開催回数（回）

現状値	2019	2020	2021	2022
15	15	15	15	15

現状値は2017年の値

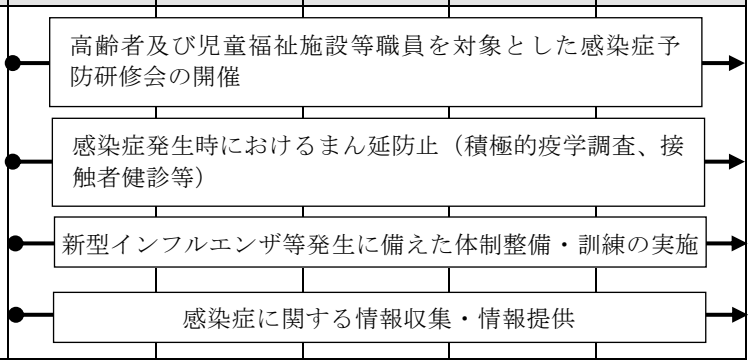

県以外の主体に期待される行動

（医療機関・医師会）
・地域医療の情報提供や医療・介護連携の推進
・災害時医療体制の構築
・かかりつけ医と精神科との連携の推進
・新型インフルエンザ等発生に備えた医療体制の構築
（関係団体・事業者）
・医療・介護連携の推進、住民への健康教育の実施
・勤労者の健康管理の充実及びメンタルヘルスの向上
・事務所・飲食店等における受動喫煙防止対策の推進
（住民）
・地域医療に関する理解、医療連携の仕組みに応じた受診
・自らの生活習慣改善による心身の健康づくり
・感染症に関する正しい理解、予防
・住民の支え合いによるこころの健康づくり
（市町村）
・災害時医療体制の構築支援
・被災者の見守りや健康づくり支援
・地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進
・包括的な自殺対策の推進、推進体制の構築
・生活習慣病予防のための各種健診等や健康教育、普及啓発、個別支援、保健指導
・市町村施設における受動喫煙防止対策の推進
・感染症対策に係る地域住民への情報提供、相談指導及び予防接種の実施等

【関連する計画】
・岩手県自殺対策アクションプラン（計画期間　2019年度～2023年度）
・岩手県保健医療計画（計画期間　平成30年度（2018年度）～2023年度）
・健康いわて21プラン（計画期間　平成26年度（2014年度）～2022年度）

Ⅰ　隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

3-2　地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくります（介護・福祉分野）

（基本方向）

子育て支援や児童虐待防止等の体制を充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築や障がい者の自立生活支援、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談体制の強化、関係機関等とのネットワーク構築による生活困窮者に対する包括的な支援を推進します。

また、ユニバーサルデザインを実践し、みんなが住みやすいまちづくりを推進します。

現状と課題

- 多様な子育て家庭のニーズに応えるため、子ども・子育て支援サービスの充実と子どもの健やかな成長を支える環境の整備が求められており、人口減少対策としても取組の推進が必要です。

  また、子育てに不安を抱える人や、児童虐待などによる要保護児童、子どもの貧困が増えており、子育てを地域で支えるための体制づくりや、児童相談支援体制の充実が必要です。
- 県北圏域の高齢化率は、県平均を上回っており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化が求められています。
- 地域生活への移行を希望する障がい者が、自らが望む地域において安心して生活できるよう、市町村や障がい福祉サービス事業者等の多様な主体による生活支援の仕組みの充実、障がいに対する理解の促進、障がい者の権利擁護体制の強化が求められています。
- 誰もが住みやすいまちづくりに向けて、ユニバーサルデザイン[1]に基づいたノウハウの蓄積や人材育成、推進団体の組織化が進んでおり、更に普及活動を継続し実践につなげる必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　地域で支える子育て支援

- 市町村等の担当者会議や子育て支援従事者研修会の開催等を通じて、関係者間のネットワークの構築や子育てにやさしい環境づくりの推進に取り組みます。
- 結婚を希望する若者や子育て家庭を地域全体で応援するため、取組を行う市町村等への支援や、「いわて子育て応援の店」協賛店の拡充に努めます。

  さらに、「いわて子育てにやさしい企業等認証」及び「いわて女性活躍企業等認定」の取得企業の拡大に努め、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場づくりを促進します。
- 児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のため、関係機関との連携による地域の見守り

[1] ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などに関わらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

体制の充実や啓発活動及びネットワークの強化を図るとともに、市町村要保護児童対策地域協議会を中心に、地域における相談支援体制の充実強化を図ります。

・　市町村など関係機関と連携し、ひとり親家庭等に対するきめ細かな相談支援を行うほか、子どもの居場所づくりに取り組む団体との連携を図ります。さらに、子どもの生活実態調査結果を踏まえ、必要な取組を行います。

②　地域で支える高齢者支援

・　高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

・　地域住民による住民主体の通いの場の普及や、高齢者の心身状態等の把握と生活機能の維持向上等、介護予防に取り組みます。

・　認知症の正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、市町村に設置された認知症初期集中支援チームの活動を通じた認知症の早期診断・早期対応を促進します。

・　高齢者や障がい者の権利擁護[2]のため、法人後見人の拡充や市民後見人の育成・支援など成年後見の実施に係る体制強化や普及啓発、虐待防止や不利益な取扱いの解消等に取り組みます。

・　介護職員や福祉施設職員の処遇改善を促進するとともに、介護や福祉の仕事に関する魅力の発信を行い、その人材確保に取り組みます。

③　障がい者の自立生活支援

・　市町村や障がい福祉サービス事業所・関係団体等と連携しながら、グループホーム等の住まいの場の確保、地域産業との連携による就労機会の拡充など自立生活のための基盤・環境整備や、芸術活動の支援による生きがいづくりを進めます。

・　基幹相談支援センター[3]の整備等により相談支援の充実を図るとともに、自立支援協議会等において地域生活支援拠点等[4]の整備について検討を進め、障がい者が安心して生活を続けられる地域づくりに取り組みます。

④　生活困窮者の自立支援

・　多様で複合的な生活上の課題を抱える生活困窮者に対し、早い段階で包括的な支援が行われるよう、関係機関等の連携やネットワークの構築を推進します。

⑤　みんなが住みやすいまちづくりの推進

・　事業者・地域住民等が進めるユニバーサルデザインの取組や学校でのユニバーサルデザイン学習の取組を支援します。

・　ひとにやさしい駐車場利用証制度の普及啓発を図ります。また、ユニバーサルデザイン電子マップについて、民間情報も含めた施設登録を促進するとともに周知・活用を図ります。

---

[2]　高齢者や障がい者の権利擁護：自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等に対して、成年後見制度、虐待防止や苦情解決の取組などを通して、その権利の擁護やニーズの充足を援助し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるようにすること。

[3]　基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的・専門的な相談業務（身体障害、知的障害、精神障害）や権利擁護・虐待防止に関する取組のほか、地域の実情に応じ、地域移行・地域定着の促進や地域の相談支援体制の強化等の取組を行う機関。

[4]　地域生活支援拠点等：地域への移行や親元からの自立等に係る相談、グループホームへの体験入居等の機会の提供、ショートスティなど緊急時の受入対応体制の確保、人材の養成等による専門性の確保等の諸機能を地域で集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点等のこと。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）

① 地域で支える子育て支援

目標

・子育て支援従事者等研修会参加者数（人）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
451	531	571	611	651

現状値は2017年の値

・要保護児童担当者研修会参加者数（人）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
694	884	979	1,074	1,169

現状値は2017年の値

② 地域で支える高齢者支援

目標

・認知症サポーター養成数（人）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
14,239	16,700	17,900	19,100	20,300

現状値は2017年の値

③ 障がい者の自立生活支援

目標

・就労事業所における就労者数（一日当たり就労者数）（人）

現状値	2019	2020	2021	2022
562	600	622	644	666

現状値は2017年の値

④ 生活困窮者の自立支援

目標

・生活困窮者自立支援制度新規相談件数のうちプランを作成した割合（%）

現状値	2019	2020	2021	2022
21	22	23	24	25

現状値は2017年の値

⑤ みんなが住みやすいまちづくりの推進

目標

・いわてユニバーサルデザイン電子マップ登録施設数（施設）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
133	141	145	149	153

現状値は2017年の値

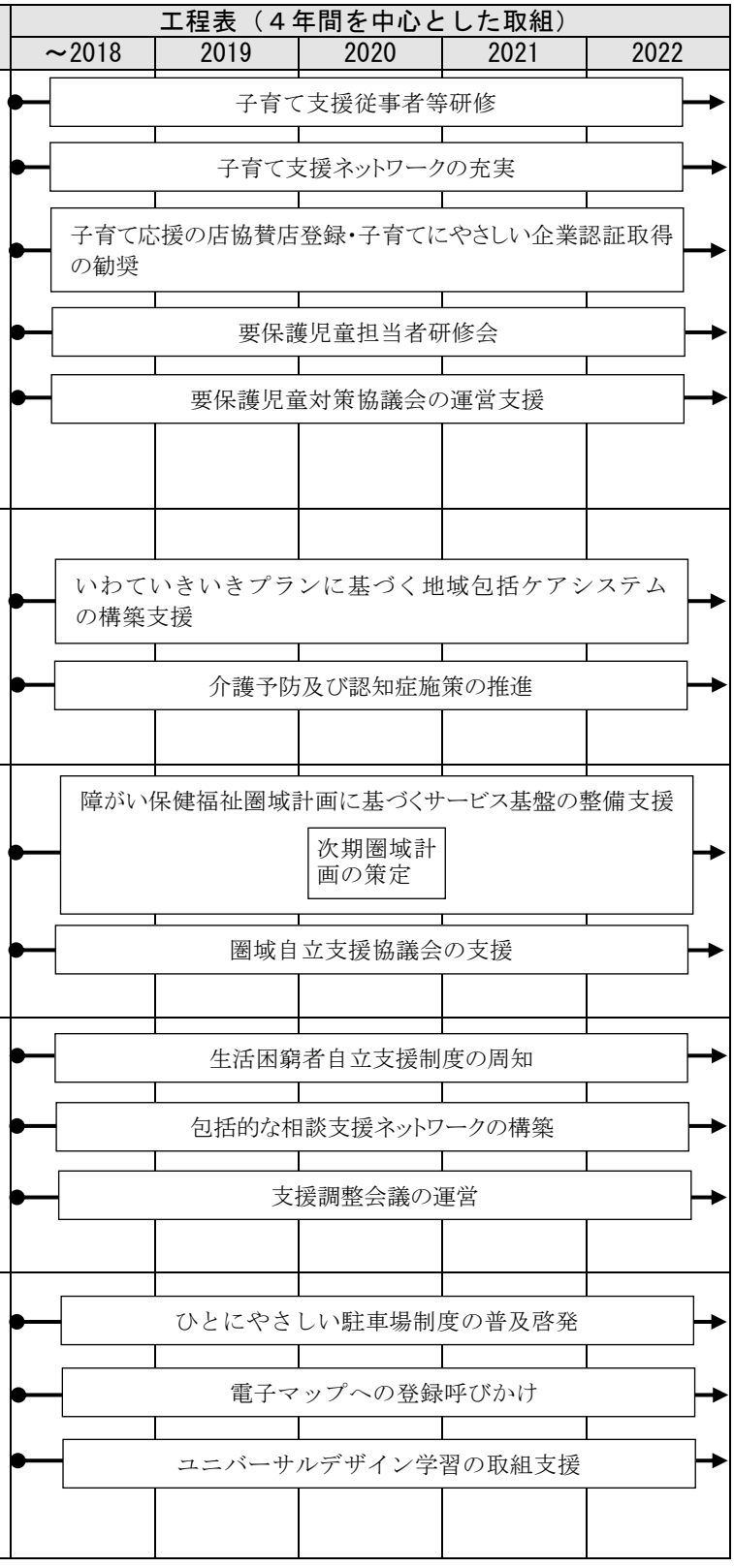

県以外の主体に期待される行動

（関係団体・事業者・ＮＰＯ等）

・子育て支援活動の充実（子育て応援の協賛店舗登録や子育てにやさしい企業認証取得拡大等）

・子ども食堂など子どもの居場所づくりへの取組

・地域自立支援協議会への参画

・障がい者、高齢者の権利擁護制度の普及啓発・利用促進
・介護職員や福祉施設職員の処遇改善
・「ひとにやさしい駐車場」の整備と利用促進、施設・設備のバリアフリー化、及びいわてユニバーサルデザイン電子マップへの登録
・生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画
（住民）
・子ども食堂など子どもの居場所づくりへの協力・支援
・障がい者・高齢者の権利擁護制度の理解と実践
・ユニバーサルデザイン学習の実施と参加
（市町村）
・若者の出会い結婚に関する施策の実施
・子育て支援関係機関によるネットワークへの参画
・要保護児童対策協議会の運営
・児童相談への対応
・子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む団体との連携支援
・地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進
・地域自立支援協議会の運営、障がい保健福祉圏域計画の策定及び推進
・障がい者・高齢者の権利擁護制度の普及啓発・利用促進
・「ひとにやさしい駐車場」の整備及び制度普及
・施設、設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン学習への実施協力
・生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議への参画

【関連する計画】
・いわていきいきプラン2020（計画期間　平成30年度（2018年度）～2020年度）
・岩手県障がい者プラン（計画期間　平成30年度（2018年度）～2023年度）
・いわて子どもプラン（計画期間　平成27年度（2015年度）～2019年度）
・岩手県地域福祉支援計画（計画期間　平成31年度（2019年度）～2023年度）

【振興施策の基本方向】

Ⅱ　自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進し、地震津波などへの対策を強化するとともに、物流の効率化や圏域内外への交流拡大、生産性の向上を支える社会基盤の整備を進めます。

また、良好な自然環境を保全し、豊かな自然と共生しながら、太陽光、風力、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます。

【県北圏域重点指標】

指標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値
		2017	2019	2020	2021	2022
①　東日本大震災津波により被災した公共土木施設の復旧箇所数の割合	%	95.4	98.8	100	・・・	・・・
②　洪水・土砂災害対策の完了箇所（累計）	箇所	5	7	8	8	9
③　復興支援道路及び復興関連道路の供用率	%	78.6	84.3	100	・・・	・・・
④　公共用水域[1]のＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）等[2]環境基準達成率	%	100	100	100	100	100
⑤　住民一人１日当たりの家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量	g	549 (2016)	540 (2018)	531 (2019)	522 (2020)	513 (2021)
⑥　再生可能エネルギーによる発電量（出力）	kw	273,258	276,700	278,400	280,100	281,800

※１　上記の表中、右上に（　）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※２　指標の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

[1] 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

[2] ＢＯＤ等：ＢＯＤ等は、ＢＯＤ及びＣＯＤのこと。ＢＯＤは、biochemical oxygen demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川水や排水中の汚れの程度を、ＣＯＤは、chemical oxygen demand（化学的酸素要求量）の略称で、湖沼や海水中の汚れの程度を示す指標のこと。

重点施策項目	具体的推進方策
4　災害に強い社会基盤を整えます	①　地震・津波対策の推進
	②　洪水・土砂災害対策、橋梁耐震化の推進
	③　防災・減災対策の強化
5　新しい交通ネットワークを中心に、地域経済や暮らしを支える社会基盤を整えます	①　物流の効率化を支える道路、港湾の整備
	②　圏域内外の交流拡大を支える道路の整備
	③　歩道整備の推進
	④　都市計画道路整備の推進
	⑤　地域公共交通の維持・確保
6　環境を守り育てる人材を育成し、多様な主体との協働を進めながら、良好な自然環境を守ります	①　環境を守り育てる人材の育成と協働の推進
	②　良好な水環境の確保
	③　廃棄物の適正処理の推進
	④　地球温暖化対策の推進
	⑤　青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応
	⑥　人と動物が共生する社会の実現
7　豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます	①　太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入の促進
	②　再生可能エネルギーの利活用の促進
	③　再生可能エネルギー資源を生かした地域づくり

Ⅱ　自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

4　災害に強い社会基盤を整えます

（基本方向）

東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進します。

また、津波対策については、湾口防波堤や防潮堤等整備のハード対策及び安全な避難体制の構築等のソフト施策を進めるとともに、今後、復旧・整備が進む水門・陸こうについては、自動閉鎖システムによる遠隔操作化を推進します。

地震・豪雨・土砂災害等による自然災害から住民の生命・財産を守るため、住宅等の耐震改修の促進、治水施設や土砂災害対策施設の整備、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、土砂災害の警戒区域等の指定を推進するとともに、防災意識の向上や災害時の適切な判断・行動に関する啓発活動を引き続き推進します。

現状と課題

- 東日本大震災津波により被災した県管理の施設は、公共土木施設が 87 箇所（道路 15 箇所、橋梁４箇所、河川４箇所、港湾及び海岸 64 箇所）であり、未完了箇所の復旧・整備を推進する必要があります。
- 東日本大震災津波により、久慈港では 8.6m（推定[1]）の津波が押し寄せて被害が発生するなど、津波防災施設の整備が求められていることから、久慈川（久慈市）、野田地区海岸（野田村）、八木地区海岸（洋野町）等において、防潮堤の整備を推進するとともに、水門や陸こうについては、施設の老朽化や非常時における閉鎖作業の危険性等を解消するための改修・自動閉鎖化の整備を推進していく必要があります。

  特に、野田村の防潮堤については、施設延長 1,160m について、順次復旧・整備に取り組んでいます。
- 地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅等の耐震対策を促進する必要があります。
- 近年、全国で局地的豪雨や台風に伴う災害が多発しており、洪水・土砂災害による被害を軽減するための施設の整備が求められています。
- また、災害が発生した際の救援物資輸送や救急搬送等に必要となる、緊急輸送道路等の確実な通行を確保するため、橋梁の耐震化を推進する必要があります。

[1] 気象庁の津波観測地点のうち、久慈港については欠測となっており、平成 23 年（2011 年）４月５日に気象庁が発表した「現地調査による津波観測点付近の津波の高さについて」による推定値である。

・　改正土砂災害防止法[2]に基づき、土砂災害のおそれのある区域の基礎調査[3]を実施し、その結果を随時公表することにより、住民に土砂災害の危険性を認識してもらう必要があります。また、基礎調査結果により、土砂災害対策施設の整備や土砂災害警戒区域等[4]の指定を推進する必要があります。
・　住民の防災意識の向上を図り、災害時の的確な行動を確保するため、市町村と連携した啓発活動を引き続き推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　地震・津波対策の推進

・　東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進します。
・　東日本大震災津波を踏まえ、津波被害を軽減するため、湾口防波堤や防潮堤等の整備を進めるとともに、水門・陸こう操作については、自動閉鎖システム化を推進することにより、おおむね数十年から百数十年に一度の頻度で起こり得る津波に対応できる津波防災施設の整備を進めます。
・　野田村の防潮堤については、所管が農林水産省・林野庁・国土交通省の３省庁にまたがっており、これらを担当する関係部局が相互に連携しながら、速やかな復旧・整備を進めます。
・　各市町村の「耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震診断と耐震改修を促進します。
・　東日本大震災津波により被災した市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援など、まちづくりに向けた取組を促進します。
・　ハード整備と併せて、防災教育の実施などソフト対策を効果的に推進します。
・　防潮堤完成後、海岸防災林の機能発揮に向け、地元市町村等との合意形成を図りながら、防潮林の造成を推進します。

②　洪水・土砂災害対策、橋梁の耐震化の推進

・　河道掘削や河川改修を進め、洪水災害に対する安全度の向上を図ります。
・　砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、治山施設等の整備を進めるなど、土砂災害対策を推進します。
・　改正土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域の基礎調査の公表を進めるとともに、調査を踏まえた土砂災害警戒区域等の周知と指定を推進することにより、住民の防災意識の向上を図ります。
・　住民が安全で迅速に避難できるよう水位計設置の推進、ハザードマップ[5]の作成や避難体制の整備を促進します。
・　緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強を推進します。

③　防災・減災対策の強化

・　住民の防災意識の向上や災害時の的確な行動を確保するための啓発活動を引き続き進めるとともに、市町村の地域防災計画の策定を支援します。

---

[2] 改正土砂災害防止法：平成 26 年８月豪雨による広島市北部における土砂災害等を踏まえた課題と対応策として、主に「災害の危険性のある区域の明示」、「避難のための情報の提供」、「避難体制の充実・強化」の方向性のもと、平成 26 年（2014 年）11 月に改正土砂災害防止法が成立し、平成 27 年（2015 年）１月から施行されたものである。

[3] 基礎調査：急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地（原因地）に関する地形、地質、過去の災害履歴を調査するとともに、土砂の予想到達範囲、土砂災害のおそれがある土地の利用状況等の調査を行い、改正土砂災害防止法を施行する上で不可欠のデータを収集するものである。

[4] 土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域（イエローゾーン：土砂災害のおそれがある区域）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン：建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域）。

[5] ハザードマップ：防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図。

<table>
<tr><th colspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="5">工程表（４年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>～2018</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr>
<tr><td colspan="2">① 地震・津波対策の推進
目標
・海岸水門等の自動閉鎖化箇所数（工区）
［累計］
現状値 0 / 2019 31 / 2020 31 / 2021 31 / 2022 31
現状値は 2017 年の値</td><td colspan="5">海岸水門等の自動閉鎖化
住宅等の耐震化の促進
久慈港湾口防波堤の整備促進</td></tr>
<tr><td colspan="2">② 洪水・土砂災害対策、橋梁耐震化の推進
目標
・河道掘削完了箇所（箇所）［累計］
現状値 7 / 2019 22 / 2020 30 / 2021 36 / 2022 36
現状値は2017年の値

緊急輸送道路等の橋梁耐震補強の推進
目標
・耐震化完了橋梁数（橋）［累計］
現状値 0 / 2019 3 / 2020 4 / 2021 4 / 2022 4
現状値は 2017 年の値</td><td colspan="5">河道掘削の推進
橋梁の耐震補強の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 防災・減災対策の強化
目標
・津波防災出前講座の開催回数
（回）［累計］
現状値 112 / 2019 129 / 2020 135 / 2021 141 / 2022 147
現状値は 2017 年の値

・水位計設置箇所数（箇所）［累計］
現状値 0 / 2019 2 / 2020 3 / 2021 3 / 2022 3
現状値は 2017 年の値</td><td colspan="5">久慈地域の小・中・高校生等を対象とした津波防災出前講座の開催
水位計設置</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（国）
・久慈港湾口防波堤の整備
（市町村）
・まちづくり計画の実現に向けた取組の実施
・防災協定による連携
・地域の安全・安心促進基本計画の実施
・公共施設・住宅の耐震診断、改修の実施・支援
・自主防災組織の育成
・災害時の住民への広報の実施
・防災意識等の啓発活動
（企業・県民・ＮＰＯ等）
・耐震診断、耐震改修の実施
・個人、地域ぐるみでの防災対応力の向上
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
・避難・救護訓練等への参加

【関連する計画】
・国の復旧・復興・創生期間（2020年度まで）

Ⅱ　自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

5　新しい交通ネットワークを中心に、地域経済や暮らしを支える社会基盤を整えます

（基本方向）

復興道路[1]の整備を促進するとともに、復興支援道路[2]や復興関連道路[3]を中心とした県管理道路の整備を推進し、内陸部と沿岸部、あるいは沿岸部相互における物流の効率化や圏域内外の交流拡大を図ります。

さらに、東日本大震災津波により被災した三陸沿岸地域の産業の復興を支援するため、復興道路等の整備を踏まえた港湾の利活用及び港湾施設の整備に取り組んでいきます。

また、東日本大震災津波の復興後を見据えた道路整備にも取り組んでいきます。

公共交通の維持・確保を図るため、効率的な地域公共交通体系の構築や広域バス路線及び第三セクター鉄道の利用促進の取組を支援します。

現状と課題

- 東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害時などにおける確実な緊急輸送や代替機能を確保した道路ネットワークの構築を推進していく必要があります。

  国では、復興道路として位置づけられている八戸・久慈自動車道、久慈・宮古間の三陸北縦貫道路の整備を進めていますが、平成29年度（2017年度）末時点における供用率は38%となっており、早期の開通が望まれています。
- 復興支援道路及び復興関連道路については、災害時の救助、救援活動、緊急輸送物資の運搬などを迅速かつ的確に行うために整備を推進していますが、平成29年度（2017年度）末時点において、８割程度の供用状況となっています。
- 全国的に通学中の児童や高齢者が交通事故にあう事例が多発していることから、児童や高齢者を交通事故から守るため、歩道整備の推進が必要です。
- 都市部において、都市機能の強化と良好な市街地形成のため、街路の整備や土地区画整理に取り組み、整備を推進する必要があります。
- 重要港湾久慈港及び地方港湾八木港については、物流拠点としての利用拡大や災害対応拠点としての機能強化を図るため、港湾施設の整備を推進する必要があります。
- 復興道路の整備促進による物流ネットワーク機能の向上を見据えた、運送企業等の進出がみられます。
- 平成22年（2010年）12月の東北新幹線全線開業（青森延伸）以来、観光客を含めた人の動きが活発化しているとともに、連続テレビ小説「あまちゃん」による誘客効果が続いている

1　復興道路：三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク。県北圏域では三陸北縦貫道路と八戸・久慈自動車道が該当する。

2　復興支援道路：内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路。県北圏域では、国道 281 号、国道 340 号、国道 395 号、主要地方道久慈岩泉線、主要地方道軽米九戸線、主要地方道戸呂町軽米線の６路線。

3　復興関連道路：三陸沿岸地域の防災拠点（役場、消防等）や医療拠点（二次・三次救急医療施設）へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路。県北圏域では、主要地方道軽米種市線、主要地方道野田山形線、主要地方道岩泉平井賀普代線、一般県道普代小屋瀬線、一般県道角ノ浜玉川線、一般県道野田長内線、一般県道侍浜夏井線の７路線。

ことから、県際道路や観光地へ通じる道路など地域間の交流人口拡大につながる道路の整備を推進する必要があります。

- 広域バス路線の利用者の減少が続くなど、県北地域の公共交通の維持・確保に大きな懸念が生じています。
- 第三セクター鉄道は、地域住民のマイレール意識によって支えられているとともに、観光等の資源としても独自の魅力を有しており、これらの特性を踏まえ、地元利用の促進と観光利用の拡大に向けた取組を進める必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備

- 復興道路として位置づけられている八戸・久慈自動車道や三陸北縦貫道路の高速道路網、久慈地域の４市町村で設置を予定している「広域道の駅」の整備を促進します。
- 復興道路の整備に併せて、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする道路やインターチェンジへアクセスする道路である復興支援道路や復興関連道路を中心とした県が所管する幹線道路の整備を推進します。
- 復興道路等の整備を踏まえた港湾施設の利活用を促進するため、利用者のニーズ等に応じた港湾機能の確保を推進します。

② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備

- 県北圏域へのアクセス改善及び県際道路のあい路解消や県内各地を周遊する観光客の利便性向上を図るため、圏域内外の交流拡大を支える道路の整備を推進します。
- 観光地の良好な景観を保全するため、景観に配慮した防護柵の整備を推進します。

③ 歩道整備の推進

- 通学中の児童や高齢者の安全を確保するため、通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備を推進します。

④ 都市計画道路整備等の推進

- 定住環境の改善を図るため、都市計画道路の整備や市が実施する土地区画整理事業への助言・指導等により、快適な生活環境の創出と利便性の向上に努めます。
- 地域の実情に応じて、公共下水道や浄化槽施設の整備を促進します。

⑤ 地域公共交通の維持・確保

- 市町村が行う効率的な地域公共交通体系の改善や再編に対する支援を通じて、持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進します。
- 交通事業者による経営改善及びサービス向上の取組に対する支援を行います。
- 市町村や交通事業者が参加する会議の開催等により連携、情報共有をしながら、広域バス路線及び第三セクター鉄道の利用促進に取り組みます。
- 県、沿線市町村等で構成される利用促進協議会等を通じて、マイレール意識を醸成し、地元利用の促進を図るとともに、圏域内外からの誘客に向けた企画列車の運行など魅力ある商品造成に対する支援を行います。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）

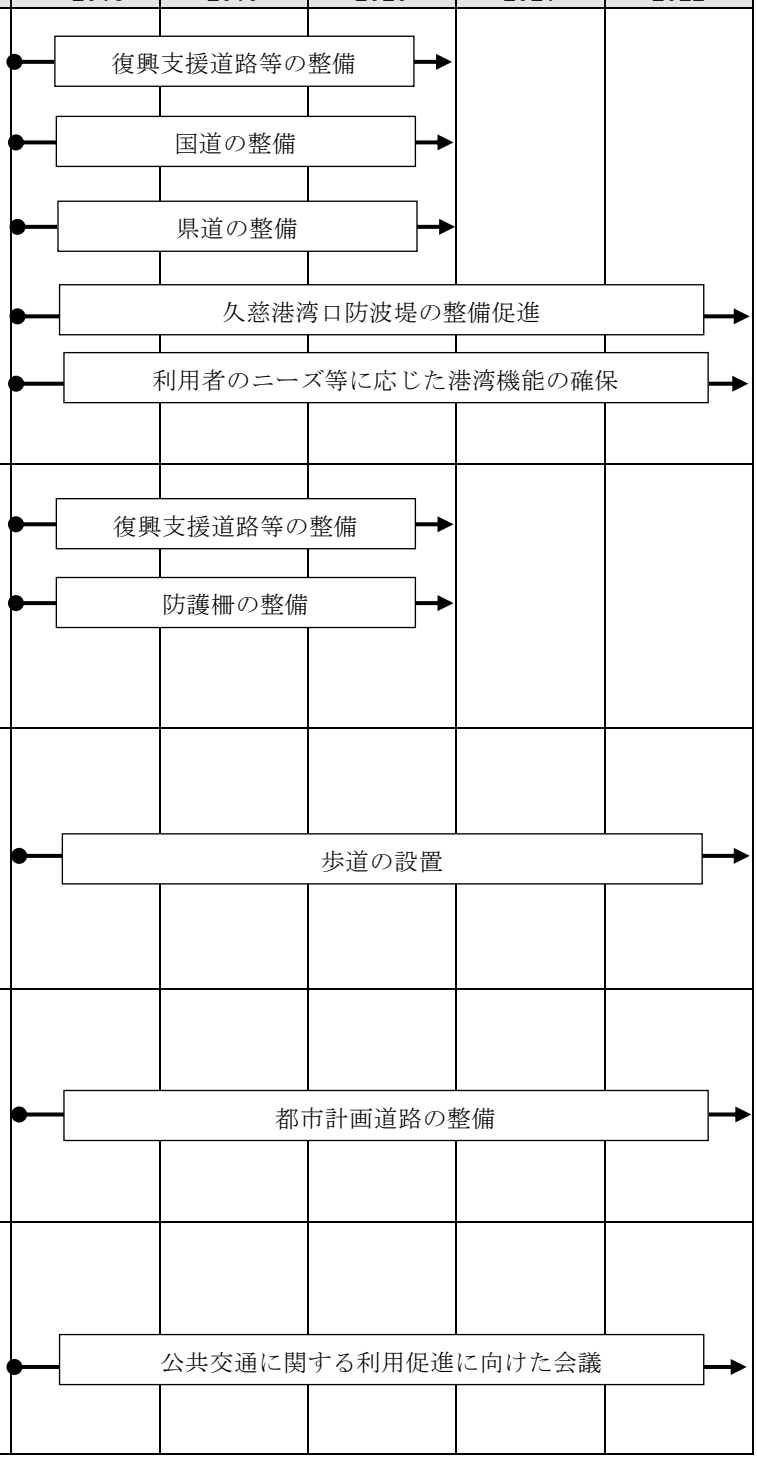

① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備

目標

・復興支援道路の供用済み延長（km）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
4.3	4.6	6.1	6.1	6.1

現状値は2017年の値

・県道の供用率（%）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
0.0	27.1	100.0	100.0	100.0

現状値は2017年の値

② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備

目標

・一般県道野田長内線供用率（%）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
79.7	96.7	100.0	100.0	100.0

現状値は2017年の値

③ 歩道整備の推進

目標

・通学路（小学校）における歩道設置延長（m）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
0	0	360	2,253	2,813

現状値は2017年の値

④ 都市計画道路整備の推進

目標

・都市計画道路供用率（%）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
0.0	0.0	13.7	27.4	27.4

現状値は2017年の値

⑤ 地域公共交通の維持確保

目標

・利用促進に向けた会議開催回数（大野線）（回）

現状値	2019	2020	2021	2022
10	8	8	8	8

現状値は2017年の値

県以外の主体に期待される行動

（国）
・復興道路の整備
（市町村）
・市町村道の整備
・農道の管理
・効率的な地域公共交通体系の構築
・広域バス路線及び第三セクター鉄道の利用促進
（企業等）
・道路や港湾施設の利活用
・広域的・幹線的バス路線及び第三セクター鉄道の運行、利用
・安全な輸送サービスの提供
・利便性やサービス向上に向けた取組
・観光利用拡大に向けた取組

【関連する計画】
・国の復旧・復興・創生期間（2020年度まで）

Ⅱ　自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

6　環境を守り育てる人材を育成し、多様な主体との協働を進めながら、良好な自然環境を守ります

（基本方向）

次代を担う子どもたちをはじめとする環境を守り育てる人材の育成に努め、住民、環境団体及び事業者等と行政が協働して、環境保全活動の活発化や動物愛護思想の普及を図るとともに、水環境保全対策や廃棄物の適正処理等を推進し、豊かな自然と、きれいな空気・水に包まれた住み良い環境の保全を図ります。

また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、引き続き、周辺環境のモニタリング調査や地域住民への情報提供を行うとともに、新たに事案の教訓を後世に伝えるための取組を実施します。

現状と課題

- 県北圏域には、三陸復興国立公園、折爪馬仙峡県立自然公園、久慈平庭県立自然公園等があり、豊かな自然と、きれいな空気・水に包まれた住み良い環境を享受できていますが、これを将来の世代に引き継いでいくことが必要です。

  そのためには、住民、環境団体、事業者及び行政が連携・協働して、森・川・海の環境保全に取り組むことが必要となっています。
- 公共用水域のＢＯＤ等[1]に係る環境基準の達成率は、おおむね100％を達成していますが、引き続き、良好な水環境を維持していくことが求められています。
- 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理は、小規模な不適正事案が散見されるほか、海岸漂着物への対応や、第一次産業から排出される廃棄物の有効活用が課題となっています。

  また、産業廃棄物及び一般廃棄物の３Ｒ[2]の普及啓発に取り組む必要があります。
- 地球温暖化の進行は気候変動を引き起こす原因の一つと考えられ、将来、私たちの日常生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

  このため、私たち一人ひとりが地球温暖化対策について考え、省エネルギーなど、今できることに取り組んでいくことが重要になっています。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄現場では、投棄された廃棄物の撤去は平成26年（2014年）３月に完了しましたが、原状回復に向け、1,4-ジオキサン[3]により汚染された土壌等の浄化対策を2022年度までに完了する予定としており、引き続き、周辺環境のモニタリングや地域住民

[1] ＢＯＤ等：ＢＯＤ及びＣＯＤのこと。ＢＯＤは、biochemical oxygen demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川水や排水中の汚れの程度を、ＣＯＤは、chemical oxygen demand（化学的酸素要求量）の略称で、湖沼や海水中の汚れの程度を示す指標のこと。

[2] ３Ｒ：Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の３つの英語の頭文字をとったもの。３つのＲに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするもの。

[3] 1,4-ジオキサン：難分解性の合成化学物質で環境中に残留しやすく、発がん性が疑われている物質であり、2009 年 11 月に有害物質として、水質環境基準及び地下水環境基準の対象物質に追加指定されている。

への情報提供などを行う必要があります。
　また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案が発生した地域として、事案を風化させず教訓として後世に伝えることが重要になっています。
・　県北地域は犬の登録頭数に対する放浪犬等の捕獲が多く、また、犬猫の苦情等が依然として多いことから、飼い主が動物を適正に飼養し、動物の存在が地域の人々に受け入れられるよう、人と動物が共生する社会づくりに努める必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　環境を守り育てる人材の育成と協働の推進

・　森林、農地、河川及び海岸など様々なフィールドにおける環境学習を進めるほか、環境セミナーや講演会等を開催して、地域の環境課題についての住民理解を深め、環境を守り育てる人材を育成します。特に、小中高生の若年層に対して水生生物調査、セミナー等の開催などにより、環境保全意識の向上に努めます。また、住民、環境団体、事業者及び行政との協働により環境保全活動を推進します。

②　良好な水環境の確保

・　良好な水環境を維持確保するため、公共用水域の水質状況を把握するとともに、事業場など汚水排出源に対する監視指導や、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発など、水環境保全対策を推進します。
・　森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理や、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進めます。
・　水生生物調査の普及拡大を進め、中小河川の水質の把握に努めるとともに、水質保全意識の醸成に努めます。

③　廃棄物の適正処理の推進

・　廃棄物の適正処理を推進するために、関係機関と連携しながら処理業者や排出事業者等の監視指導を行うほか、研修会等により事業者の資質向上等に取り組みます。
・　第一次産業から排出される廃棄物の減量化、有効活用等の推進に向けて、排出事業者に対する普及啓発等に取り組みます。
・　青森県や県北圏域の関係機関と連携して県境地域等の合同パトロールを実施するほか、産業廃棄物適正処理指導員による監視等により、不法投棄の早期発見に努めるとともに、適正処理を指導します。
・　循環型地域社会の形成に向け、市町村と連携し、ごみの３Ｒを促進します。

④　地球温暖化対策の推進

・　「エコスタッフ養成セミナー」の開催や、エコドライブ等の普及啓発、特に小学生を対象とした「地球温暖化を防ごう隊」の普及促進に注力するなど、地球温暖化対策を推進します。

⑤　青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応

・　不法投棄現場及び周辺地域の環境モニタリング（水質の調査）を実施します。
　また、原状回復対策協議会の内容を、広報誌「県境産廃いわてだより」により情報公開します。
・　県北圏域の豊かな自然と、きれいな空気・水に包まれた住み良い環境を将来の世代に引き継いでいくため、環境学習により事案の教訓を後世に伝えていきます。

⑥　人と動物が共生する社会の実現

・　人と動物が共生する社会の実現に向け、動物愛護の考え方が広く行き渡るように、地域住民の参加による動物愛護フェスティバルや適正飼養等の講習会を開催します。
・　保健所が引き取った譲渡に適した犬・猫については、積極的な情報の発信や愛護団体など

との連携により新たな飼主への譲渡を推進します。

・　動物愛護管理思想普及の一環として、災害時における動物の同行避難等の普及啓発に努めます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）
	～2018 / 2019 / 2020 / 2021 / 2022
① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進 目標 ・研修会等による人材育成数（人） 現状値 2,360 / 2019 2,400 / 2020 2,400 / 2021 2,400 / 2022 2,400 現状値は2017年の値 ・中高生を対象とした環境セミナーへの参加学校数（校） 現状値 1 / 2019 3 / 2020 3 / 2021 4 / 2022 4 現状値は2017年の値	流域基本計画に基づく講習会、研修会等の開催 久慈地域流域基本計画中間目標年度 自然とのふれあい活動（自然観察会等）の支援 環境を守り育てる若手人材の育成セミナー開催 水生生物調査支援・地球温暖化を防ごう隊普及啓発
② 良好な水環境の確保 目標 ・排水基準適用の事業場における排水基準適合率（%） 現状値 100 / 2019 100 / 2020 100 / 2021 100 / 2022 100 現状値は2017年の値 ・水生生物調査参加者数（人）［累計］ 現状値 576 / 2019 500 / 2020 1,000 / 2021 1,500 / 2022 2,000 現状値は2017年単年の実績値、目標値は2019年からの累計	公共用水域の水質監視、事業場等の監視指導 浄化槽適正管理の普及啓発 水生生物調査の講習会、出前講座等の実施による支援
③ 廃棄物の適正処理の推進 目標 ・産業廃棄物の適正処理率（%） 現状値 99.6 / 2019 100 / 2020 100 / 2021 100 / 2022 100 現状値は2017年の値	不適正処理監視パトロール、広域連携パトロール等による指導 排出事業者等に対する説明会、講習会等の開催 事業者に対する廃棄物の減量化、有効活用等の指導
④ 地球温暖化対策の推進 目標 ・「地球温暖化を防ごう隊」の参加学校数（校） 現状値 4 / 2019 5 / 2020 6 / 2021 7 / 2022 8 現状値は2017年の値	エコスタッフ養成セミナーの開催、エコドライブ等の普及啓発 地球温暖化を防ごう隊参加校支援
⑤ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応 目標 ・環境モニタリング実施回数（回） 現状値 10 / 2019 10 / 2020 10 / 2021 10 / 2022 10 現状値は2017年の値	環境モニタリングの実施（水質） 情報公開　（県境産廃いわてだよりの発行等）

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～2018	2019	2020	2021	2022
⑥　人と動物が共生する社会の実現 目標 ・講演会・講習会等の開催回数（回） 現状値 2019 2020 2021 2022 3 4 4 4 4 現状値は2017年の値		動物愛護フェスティバル・適正飼養等の講習会の開催			
		市町村と共同による動物の同行避難訓練の実施			

県以外の主体に期待される行動

（住民・ＮＰＯ等）
・環境保全に対する意識の高揚
・環境保全活動への参加、実践
・日常生活における省エネルギー活動、エコドライブの実践
・環境に配慮した消費生活の実践
・ゴミの３Ｒの実践
・動物の適正飼養と終生飼養[4]
（事業者）
・環境保全に対する意識の高揚
・環境保全活動の実践
・事業活動における省エネルギー省資源への配慮
・廃棄物の３Ｒの実践事業
・地域活動への参加
・法令の遵守
（市町村）
・地域や学校における環境教育の推進
・環境保全に対する意識啓発
・地域活動への支援
・廃棄物の３Ｒの普及啓発、情報提供
・県との連携による廃棄物不適正処理の監視
・動物愛護に関する住民への情報提供

【関連する計画】
・岩手県環境基本計画（計画期間　平成23年度（2011年度）～2020年度）
・岩手県地球温暖化対策実行計画（計画期間　平成23年度（2011年度）～2020年度）
・第二次岩手県動物愛護管理推進計画（計画期間　平成26年度（2014年度）～2023年度）

[4] 終生飼養：所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること。

Ⅱ　自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

7　豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます

（基本方向）

東日本大震災津波等を契機とした再生可能エネルギー導入の必要性を踏まえ、県北圏域でポテンシャルの高いエネルギーである、太陽光、風力、バイオマス[1]、波力等の活用を促進するため、管内市町村と連携し事業者等の取組を支援します。

また、再生可能エネルギーを活用した地域社会の活性化や産業振興を図るため、再生可能エネルギーの利活用に向けた市町村等の取組を支援します。

さらに、県北圏域が一体となって再生可能エネルギー資源を生かした地域づくりに取り組む機運を醸成します。

現状と課題

- 平成30年（2018年）７月に閣議決定された国の第５次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーを主力電源とすることが示されるなど、再生可能エネルギーの利活用が注目されています。
- 東日本大震災津波や平成28年台風第10号災害による大規模な停電等の経験を踏まえ、県北圏域の豊富な再生可能エネルギーを最大限活用するとともに、災害時においても地域が一定のエネルギーを賄えるような自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を進めていくことが必要とされています。
- 太陽光や風力などの大型発電施設の立地による土地活用を含め、地域産業と結び付く再生可能エネルギー関連産業の創出や育成等により、地域の活性化を推進していくことが必要とされています。
- 平成24年（2012年）７月から始まった固定価格買取制度[2]を契機として、再生可能エネルギーの導入が進み、岩手県の再生可能エネルギーによる電力自給率は、平成29年度（2017年度）末時点で28.0％となっており、今後、更に自給率が向上する可能性があります。

  一方、電力インフラが脆弱な県北圏域においては、接続費用が買取価格で想定する費用を上回るなど地域間格差が生じており、送電網の強化支援と併せて、接続費用の負担軽減に向けた施策の展開が必要とされています。
- 海洋エネルギー[3]については、洋野町では洋上風力発電[4]の実現に向けた調査等を、久慈市では波力発電実証調査を実施するなど、取組が活発化しています。
- 県北圏域は、豊富な森林資源を有しているほか、ブロイラー産業の集積地でもあることから、未利用間伐材や鶏糞等の有効利用を進め、バイオマスを燃料とした安定的な地域熱供給

1　バイオマス（燃料）：再生可能な生物由来の有機性資源（バイオマス）を原料に、発酵、搾油、熱分解などによって作られた燃料。

2　再生可能エネルギー固定価格買取制度：平成 23 年（2011 年）８月 26 日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、平成 24 年７月１日から制度開始。

3　海洋エネルギー：海洋が持つエネルギー資源で、波力、風力、潮汐、潮流、海洋温度差など。

4　洋上風力発電：集合型の風力発電所で、複数の風力タービンを１ヶ所に設置し発電する施設。

の可能性について検討していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入の促進

- 県北圏域の豊富な再生可能エネルギーである太陽光、風力、バイオマスなどの活用を促進するため、管内市町村と連携して事業者等の取組を支援します。
- 災害時においても、地域が一定のエネルギーを賄えるよう、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けた市町村等の取組を支援します。
- 大学や企業等の関係者と連携しながら、海洋エネルギーの実用化に向けた取組を支援します。

② 再生可能エネルギーの利活用の促進

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度等の活用を促しながら、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。
- 管内市町村や関連事業者と連携しながら、地域新電力会社の設立などの再生可能エネルギーに関する新たな取組を支援します。
- 公共施設等での再生可能エネルギーの利活用を促し、県北圏域内における利用を推進します。
- 太陽光や風力など発電施設の立地や新規事業者の参入に併せ、再生可能エネルギー関連産業の創出や関係人材の育成など、地域の活性化に向けた取組を支援します。

③ 再生可能エネルギー資源を生かした地域づくり

- 県北圏域内の住民を対象に、再生可能エネルギーを学ぶ機会を創出し、住民の再生可能エネルギーに対する理解を深める取組を展開します。
- 県北圏域における再生可能エネルギーに関する状況や取組を管内に周知し、圏域が一体となって再生可能エネルギーの取組を推進していく機運を醸成します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～2018	2019	2020	2021	2022
① 太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入の促進 目標 ・再生可能エネルギー導入に係る講演会の参加人数（人） 現状値は2017年の値		再生可能エネルギー導入に係る勉強会の開催	再生可能エネルギー導入に係る研究会の設置		
		市町村と連携した事業者等の支援			
		市町村の自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けた取組への参加・支援			
		産学官連携による、海洋エネルギーの共同研究や実用化に向けた取組への支援			
② 再生可能エネルギーの利活用の促進 目標 ・再生可能エネルギー利活用に係る推進協議会等の開催回数（回） 現状値は2017年の値		再生可能エネルギー利活用に係る勉強会の開催	再生可能エネルギー利活用に係る研究会の設置		
		再生可能エネルギーの利活用に係る取組への支援			
		公共施設や産業分野における再生可能エネルギーの導入促進			
③ 再生可能エネルギー資源を生かした地域づくり 目標 ・（再掲）再生可能エネルギー導入に係る講演会の参加人数（人） 現状値は2017年の値		再生可能エネルギー資源を生かした地域づくりに係る勉強会の開催	再生可能エネルギー循環に係る研究会の設置		
		再生可能エネルギーに関する情報発信			

現状値	2019	2020	2021	2022
―	50	50	50	50

現状値	2019	2020	2021	2022
―	2	2	2	2

現状値	2019	2020	2021	2022
―	50	50	50	50

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・住宅用太陽光パネルの設置など、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入
（事業者等）
・地域に根ざした再生可能エネルギーの導入
・再生可能エネルギーの新技術開発や実用化、製品開発
・再生可能エネルギーに関連する新たな事業の創出

（市町村）
・再生可能エネルギーの率先導入
・地域に根ざした再生可能エネルギーの導入支援、普及啓発の実施

【関連する計画】
・岩手県地球温暖化対策実行計画（計画期間　平成23年度（2011年度）～2020年度）
・岩手県海洋エネルギー関連産業創出ビジョン
（計画期間　平成30年度（2018年度）～2020年度）

【振興施策の基本方向】

Ⅲ　誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

地域の中核となる経営体の育成や担い手の確保・育成、農林水産物の生産性向上やブランド化などによる高付加価値化と販路拡大の取組を進めるとともに、地域の特性を生かした体験・交流型観光や食産業振興の取組を進めます。

また、産学官が連携した企業支援を展開し、アパレルなど特徴的な産業の認知度向上やものづくりを担う人材の育成を進めるとともに、県や市町村などの関係機関が一体となってキャリア教育に取り組み、若者の地元就職を促進します。

【県北圏域重点指標】

指標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値
		2017	2019	2020	2021	2022
①　農畜産物の販売額	億円	839	872	880	888	896
②　木材生産額（推計）	百万円	2,842 (2016)	2,852 (2018)	2,871 (2019)	2,880 (2020)	2,900 (2021)
③　主要特用林産物生産額（推計）	百万円	760 (2016)	929 (2018)	939 (2019)	945 (2020)	955 (2021)
④　漁業生産額	億円	63.7	64.5 (2018)	65.3 (2019)	66.1 (2020)	66.9 (2021)
⑤　食料品製造業の製造品出荷額等	億円	779 (2016)	794 (2018)	802 (2019)	810 (2020)	818 (2021)
⑥　製造品出荷額等（食料品製造業及び繊維工業を除く）	億円	452 (2016)	461 (2018)	466 (2019)	471 (2020)	475 (2021)
⑦　繊維工業の製造品出荷額	億円	45 (2016)	46 (2018)	46 (2019)	47 (2020)	47 (2021)
⑧　観光入込客数（延べ人数）	万人回	272	254	249	251	259
⑨　県北圏域高卒者の管内就職率	%	43.0	47.0	47.0	47.0	47.0

※１　上記の表中、右上に（　）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※２　指標の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

重点施策項目	具体的推進方策
8　北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルでいきいきと暮らせる農村をつくります	①　経営感覚に優れた経営体や新規就農者等の確保・育成
	②　営農の効率化等に向けた基盤整備や農地の集積・集約化
	③　高度な生産技術や安全・安心を確保する取組等の導入・普及
	④　県北圏域ならではの農畜産物の新たな販路の開拓等の促進
	⑤　地域ぐるみの活動を通じた魅力ある農村づくりや交流の推進
9　地域材や特用林産物の生産体制の強化と需要拡大に取り組みます	①　意欲と能力のある林業経営体の育成や林業技術者の育成、確保
	②　森林整備による適切な資源の管理とともに、地域材の安定供給や利用拡大の取組を促進
	③　木炭、乾しいたけ、生漆の生産や流通の体制強化を推進
10　担い手の確保・育成や漁業生産量の回復・向上を進めます	①　漁業担い手の確保・育成
	②　漁業生産量の回復・生産性向上
	③　生産物の付加価値向上・販路拡大
	④　漁港等の整備
11　北いわての魅力ある食材を生かした食産業を盛んにします	①　事業者の経営課題に応じた支援
	②　北いわて食材の認知度向上
	③　食産業を担う人材の育成
	④　安全・安心を支える体制の整備
12　アパレル産業など高い技術力を有するものづくり産業を盛んにします	①　企業の経営課題に応じた支援
	②　地域の特徴的な産業の振興
	③　ものづくりを担う人材の育成
	④　地域の特性を生かした事業活動への支援や企業誘致の促進
13　隣接圏域等と連携した広域観光を進めます	①　特色ある地域資源を活用した観光の推進
	②　受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成
	③　広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進
14　雇用環境の改善と若年者などの就業支援を進めます	①　働き方改革の促進等による雇用・労働環境の改善
	②　関係機関との連携による若者の地元就職や職場定着の促進

Ⅲ　誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

８　北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルでいきいきと暮らせる農村をつくります

（基本方向）

経営感覚に優れた経営体や新規就農者を確保・育成するとともに、生産基盤の整備や高度な生産技術の導入等による生産性の向上、農畜産物のブランド化、魅力ある農村づくりなどに取り組みます。

現状と課題

- 県北地域は、沿岸部から内陸山間部まで東西に広く、夏季冷涼な気候や豊富な草地などを活用し、沿岸部ではほうれんそうや菌床しいたけ、内陸部ではレタス・きゅうり・果実や雑穀、地域全域で酪農・養豚・ブロイラー等、県内有数の産地が形成されています。

  酪農、養豚、菌床しいたけでは、県内でもトップクラスの大規模な経営が営まれています。

  農畜産物販売額は、豚肉・肉用子牛価格の高値推移や酪農経営の規模拡大、菌床しいたけの新規栽培者の増加・規模拡大により増加傾向にあります。

  一方、野菜、果樹等の園芸では、高齢化や労働力不足の影響により販売額は減少しています。
- 高齢化等の進行により、今後、農業従事者の減少が見込まれることから、新規就農者を確保・育成するとともに、産地をけん引する経営感覚に優れた経営体を着実に育成していく必要があります。
- 基盤整備地区では、集落営農組織や担い手の経営確立に向け、農地の集積・集約化が進み、高収益品目の導入等も行われています。

  また、畑地かんがい地区では、かん水により、天候に左右されず、レタス、りんご、おうとう[1]等の安定生産が確保され、収量増加や品質向上等が実現しています。
- 生産面では、これまで機械化等による省力化・低コスト化が進展していますが、労働力不足等に対応するため、新たな生産技術の導入や安全・安心を確保する取組の普及等により、一層の生産性・収益性の向上が必要となっています。
- 販売面では、りんご「冬恋」や「いわて短角牛」など、県北地域ならではの高品質な農畜産物の知名度向上や消費拡大の取組によりブランド化が期待されています。
- 農村地域の人口減少や高齢化の進行等により、地域の活力低下や農村の持つ多面的機能[2]の低下が懸念されており、農村景観や農用地・水路等の地域資源の維持保全等に地域ぐるみで取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　経営感覚に優れた経営体や新規就農者等の確保・育成

---

[1] おうとう：さくらんぼの正式な名称。

[2] 農村の多面的機能：国土の保全・水源のかん養・自然環境の保全・良好な景観の形成・文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

・　大規模経営体など先導的な経営体の経営発展に向け、関係機関等が一体となり、経営戦略の作成と実践、規模拡大や多角化等の重点的な支援に取り組みます。
・　「地域農業マスタープラン[3]」に位置づけられた地域の中心となる経営体（中心経営体）を認定農業者へ誘導するとともに、農福連携などの労働力不足に対応した体制を整え、経営規模の拡大を支援します。
・　異業種との連携等により半農半Ｘ[4]など就農希望者の求める多様な営農スタイルに応じた受入体制の充実を図るとともに、就農準備から経営確立までの発展段階に応じた生産技術や経営力向上に取り組みます。
・　女性農業者の経営参画やネットワークづくりなど、多様な担い手の取組を促進します。

②　営農の効率化等に向けた基盤整備や農地の集積・集約化

・　中山間地域等におけるほ場整備や畑地かんがい施設整備等の生産基盤整備を進め、営農の効率化を図るとともに、既存施設の老朽化対策を進めます。
・　意欲的な農業者や集落営農組織の経営発展に向け、施設の整備や機械の導入を支援します。
・　農地中間管理事業[5]等を活用した農地の集積・集約化などにより、地域における効率的な営農の展開を図ります。

③　高度な生産技術や安全・安心を確保する取組等の導入・普及

・　米、園芸、雑穀等では、高い技術力を有する生産者との協働指導体制による生産性の向上、新品目の導入等に取り組みます。

　さらに、情報通信技術（ＩＣＴ）、環境制御技術、機械化一貫体系やカイゼン[6]等の導入を図り、省力化や低コスト化等を促進します。
・　酪農、肉用牛では、飼料生産及び飼養管理の省力化や生産コストの低減を図るため、ＴＭＲセンター[7]、コントラクター[8]などの外部支援組織の体制強化や、キャトルセンター[9]の整備を支援するとともに、耕畜連携による稲発酵粗飼料等の利用拡大を推進します。

　さらに、ＧＰＳ活用による粗飼料生産の効率化・省力化、発情発見装置等の情報通信技術（ＩＣＴ）の導入を促進し、分娩間隔の短縮や乳質改善及び乳量増加により生産性の向上を図ります。
・　高品質かつ安全・安心な農畜産物の生産を推進するため、生産者の農業生産工程管理（ＧＡＰ[10]）等の普及・定着に取り組みます。

　また、養豚、ブロイラーについては、家畜防疫体制の徹底を図るとともに、家畜排せつ物処理の高度化等、環境に負荷をかけない生産体制整備を促進します。

④　県北圏域ならではの農畜産物の新たな販路の開拓等の促進

・　りんご「冬恋」、やまぶどう、酒造好適米、雑穀、「いわて短角牛」など、消費者や加工事

---

[3] 地域農業マスタープラン：集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか、地域の話合いに基づき市町村がとりまとめ策定する計画。

[4] 半農半Ｘ：生活の半分は農業を行い、半分は自分の得意な仕事などを行うというライフスタイル。

[5] 農地中間管理事業：担い手への農地集積・集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が、農地の借受け・貸付け、管理、基盤整備等による利用条件の改善を行う仕組み。

[6] カイゼン：自動車の製造で培ったトヨタ生産方式に基づく、ムダの削減、4S（整理・整頓・清掃・清潔）・見える化、改善活動等の現場改善により、作業のムダを排除し経営の効率化や収益性の向上を目指すもの。

[7] ＴＭＲセンター:粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料（ＴＭＲ：Total Mixed Rations）を地域の酪農家に供給する組織。

[8] コントラクター：労力や飼料生産機械に余裕のある飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。

[9] キャトルセンター：子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間まとめて施設に預けることで肉用牛生産に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。

[10] ＧＡＰ：農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により、食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。

業者のニーズに応じた農畜産物の販路拡大や、生産者自らが取り組むイメージアップやブランド化に向けた取組を支援します。

また、久慈・宮古地域が連携し、「いわて短角牛」の安定生産と販路拡大の取組を強化します。

・　三陸沿岸道路等の新たな物流ルートの活用や、高速路線バスへの「貨客混載」等により、新鮮な農産物等を消費地に直送する取組を促進します。

⑤　地域ぐるみの活動を通じた魅力ある農村づくりや交流の推進

・　多面的機能支払や中山間地域等直接支払などを活用した農村景観や農地・農業用施設の保全、荒廃農地の発生防止等の活動を促進します。

・　食文化をはじめとする地域資源を活用し、体験型教育旅行の受入れを中心としたグリーン・ツーリズムを促進するとともに、交流イベントの開催や郷土食の伝承活動等を通じて、県北地域の魅力を発信し、都市住民等のファン拡大を図ります。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）

① 経営感覚に優れた経営体や新規就農者等の確保・育成

目標

・農畜産物販売額１千万円以上の経営体数　（経営体）

現状値	2019	2020	2021	2022
547	563	571	579	587

現状値は2017年の値

・新規就農者数　（人）

現状値	2019	2020	2021	2022
35	40	40	40	40

現状値は2017年の値

～2018 / 2019 / 2020 / 2021 / 2022

先導的な経営体の規模拡大等の支援

経営戦略の作成等支援 → 規模拡大や多角化等の実践への重点的な支援 → 経営のフォローアップ

規模拡大等のための補助・融資の活用等に関するアドバイス
農福連携等による労働力確保の支援　等

多様な営農スタイルで次代を担う新規就農者等の確保・育成

就農相談会の開催
インターンシップの受入支援 → 国の制度等を活用した就農準備や経営開始の支援

発展段階（就農準備～経営確立）に応じた取組支援
（技術・経営力向上、女性の経営参画、ネットワークづくり）

② 営農の効率化等に向けた基盤整備や農地の集積・集約化

目標

・水田整備面積　（ha）〔累計〕

現状値	2019	2020	2021	2022
213	268	317	332	360

現状値は2017年の値

・畑地かんがい面積　（ha）〔累計〕

現状値	2019	2020	2021	2022
1,281	1,415	1,426	1,437	1,447

現状値は2017年の値

農業生産基盤整備の推進

調査計画 → 土地改良計画策定・法手続き → 農業生産基盤の整備

農地の有効かつ効率的利用促進

農地中間管理事業の活用促進 → 担い手農家等への農地集積

③ 高度な生産技術や安全・安心を確保する取組等の導入・普及

目標

・園芸主要品目の経営体当たり出荷量※（%）

現状値	2019	2020	2021	2022
100	102	105	106	109

※現状値（2017）を100として各品目の値を平均したもの

現状値は2017年の値

・繁殖牛の平均分娩間隔　（日）

現状値	2019	2020	2021	2022
417	411	408	405	402

現状値は2017年の値

・経産牛１頭当たり出荷乳量　（kg）

現状値	2019	2020	2021	2022
8,640	8,690	8,710	8,730	8,750

現状値は2017年の値

・ＧＡＰの認証取得等組織数　（経営体・団体）〔累計〕

現状値	2019	2020	2021	2022
0	3	10	13	16

現状値は2017年の値

園芸品目等の生産性向上のための技術普及

新技術等の導入・実証 → 実証技術の普及 → 技術の定着

高い技術力を有する生産者との協働（生産性向上、新品目導入等）

和牛繁殖農家の生産性向上のための技術普及

課題の洗出し → 課題解決に向けた技術導入実証 → 成果普及

酪農の生産基盤の拡大に向けた支援

事業実施計画策定 → 基盤整備

乳質改善に向けた支援

規模拡大経営体の個別指導　牛群検定成績を活用した乳質改善指導

ＧＡＰ等の取組推進

段階別の取組方針作成 → 取組経営体の段階に応じた実践支援

中小家畜の防疫体制徹底

対応方針作成 → 演習実施・検証・見直し（方針へのフィードバック）

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～2018	2019	2020	2021	2022
④　県北圏域ならではの農畜産物の新たな販路の開拓等の促進					
目標 ・県北圏域ならではの農畜産物の販売額（百万円） 現状値2017年の値	ブランド農畜産物の販路拡大 販売戦略の検討・作成 → 販路拡大の実践支援（PR・マッチング等） → 評価・検証、戦略へのフィードバック				
⑤　地域ぐるみの活動を通じた魅力ある農村づくりや交流の推進					
目標 ・農地等保全活動協定面積（ha） 現状値2017年の値 ・グリーン・ツーリズム交流人口（人回） 現状値2017年の値	地域の協定等に基づく共同活動 国の制度等の普及啓発 → 地域の合意形成や協定締結等の支援 協定等に基づく共同活動の展開支援 都市農村交流の推進 受入体制の整備・充実 → 教育旅行の受入れ、交流イベントの開催（魅力の発信、都市住民等のファン拡大）				

現状値	2019	2020	2021	2022
404	433	438	442	448

現状値	2019	2020	2021	2022
4,550	4,620	4,670	4,720	4,770

現状値	2019	2020	2021	2022
37,668	38,400	38,800	39,200	39,600

県以外の主体に期待される行動

（農業者）
・農畜産物の生産・販売
・高度な技術・システム等の導入
・基盤整備に向けた集落内の合意形成
・農村環境保全等の地域活動の実践
（市町村・団体等）
・担い手の経営発展や新規就農者の確保支援
・集落における合意形成の促進
・生産技術・システム等の導入支援
・地域の農畜産物の情報発信や販売促進
・農村環境保全等の地域活動の実践支援

【関連する計画】
・久慈地方新規就農者確保・育成アクションプラン
（計画期間　平成27年度（2015年度）～2019年度）
・二戸地方農業担い手育成プラン（計画期間　2019年度～2022年度）
・久慈地方ほうれんそう実践プラン（計画期間　2019年度～2022年度）
・二戸地方園芸振興プラン（計画期間　2019年度～2022年度）
・久慈地方肉用牛振興アクションプラン（計画期間　平成30年度（2018年度）～2020年度）
・二戸地方肉用牛振興アクションプラン（計画期間　平成30年度（2018年度）～2020年度）
・久慈地方酪農振興アクションプラン（計画期間　平成30年度（2018年度）～2020年度）
・二戸地方酪農振興アクションプラン（計画期間　平成30年度（2018年度）～2020年度）

Ⅲ　誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

９　地域材や特用林産物の生産体制の強化と需要拡大に取り組みます。

（基本方向）

地域の森林整備を担う意欲と能力のある林業経営体を育成し、適切な森林整備を促進します。

また、多様な木材需要に対し適切に対応できる木材生産体制を強化します。

特用林産物[1]の安定的な生産活動が維持されるよう、木炭の生産体制やブランド力の強化と乾しいたけの新たな販路の確保等に向けた取組を促進します。

また、文化財の修復等による需要が増大する生漆[2]について、他圏域との連携を進めながら質の高い漆資源の確保を促進します。

現状と課題

- 森林経営計画制度の運用による適切な資源管理と効率的な木材生産の実現に向け、意欲と能力のある林業経営体等が、森林所有者に代わる経営の担い手として個々の所有森林を取りまとめ、施業の集約化を進めていくことが必要です。
- 県北圏域に加え、県南圏域や隣接する青森県南地域に大型の木材加工等施設が立地し、木材のおう盛な需要が続いていることから、森林の公益的機能の発揮と循環利用に配慮しながら、用途に応じた地域材利用の促進と安定供給体制の強化が必要です。
- 県北圏域は、豊富な広葉樹資源を活用した木炭、乾しいたけ、生漆等の特用林産物の生産が盛んで、質・量ともに国内有数の産地を形成していることから、経営の安定化など生産振興に取り組んでいくことが必要です。

  木炭は、生産者価格の安定など、生産者が安定的に経営できる体制づくりに取り組む必要があります。

  乾しいたけは、質の高い乾しいたけを消費者に届けるための販売促進や消費拡大に向けた取組が必要です。

  原子力発電所事故に伴い、全国的に木炭・乾しいたけの原木価格が上昇し、安定的な確保が難しい状況となっています。

  また、乾しいたけは、放射性物質の影響により安全性の確認を継続していくことが必要となっています。

  生漆は、文化財の修復等による需要の増大に伴い、漆林の健全育成による資源の確保等生産体制の強化が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　意欲と能力のある林業経営体の育成や林業技術者の育成、確保

- 意欲と能力のある林業経営体による森林経営受託の促進に向け、技術研修等により、施業集約化の実践力の向上に取り組みます。

1　特用林産物：　木材を除くきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用の生漆及び木炭等の森林原野を起源とする生産物の総称。

2　生漆：　ウルシの木から採取した樹液から不純物等を取り除いた状態のもので、精製前のもの。

・　地域林業の次代を担う人材の確保・育成のため、新規就業者の確保や中核的林業技術者の育成に取り組みます。

②　森林整備による適切な資源の管理とともに、地域材の安定供給や利用拡大の取組を促進

・　森林の多面的機能の持続的な発揮や循環利用を進めるため、伐採跡地への造林や間伐等の森林整備を実施します。
・　比較的起伏が小さな地形が多い地域特性を生かし、低コストで効率的な木材生産を進めるため、林道など路網の整備や高性能林業機械の導入に取り組みます。
・　アカマツなどの特色ある森林資源を活用し、付加価値の高い家具材や建築材などの利用を促進します。
・　市町村や関係機関と連携し、公共施設等における木材利用や木質バイオマスの熱利用等の取組を促進します。
・　新たな森林管理システム[3]により、市町村が行う森林整備などの取組を支援します。
・　新技術を活用したスマート林業手法の導入に向けて取り組みます。
・　海岸防災林の再生による機能の早期発現と治山施設の整備などによる山地災害対策の推進に取り組みます。

③　木炭、乾しいたけ、生漆の生産や流通の体制強化を推進

・　地理的表示（ＧＩ）保護制度[4]の活用などによる「岩手木炭」のブランド力の強化を進め、木炭生産者の経営安定化に取り組みます。
・　乾しいたけの安定生産のための技術力の向上や原木の安定的な確保を図るとともに、多様な販路の確保に向けた取組を推進します。
・　増大する需要に対応可能な漆資源の確保に向けた植栽や漆林の整備を進めるとともに、生漆生産を支える人材の育成に取り組みます。

[3] 新たな森林管理システム：「森林経営管理法」（平成 30 年（2018 年）5 月成立）に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営体を繋ぐ仕組み。
[4] 地理的表示（ＧＩ）保護制度：「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づき、伝統的な生産方法などにより、高い品質や評価を獲得している産品を登録し、保護する制度。

県が取り組む具体的な推進方策

① 意欲と能力のある林業経営体の育成や林業技術者の育成、確保

目標

・森林経営管理制度に基づく、意欲と能力のある林業経営体の累計登録数

（経営体）

現状値	2019	2020	2021	2022
－	10	11	12	13

現状値は2017年の値

② 森林整備による適切な資源の管理とともに、地域材の安定供給や利用拡大の取組を促進

目標

・県産材供給量（千㎥）

現状値	2019	2020	2021	2022
(2016) 295	(2018) 296	(2019) 298	(2020) 299	(2021) 300

③ 木炭、乾しいたけ、生漆の生産や流通の体制強化を推進

目標

・木炭生産量（t）

現状値	2019	2020	2021	2022
(2016) 3,000	(2018) 3,300	(2019) 3,300	(2020) 3,300	(2021) 3,300

・乾しいたけ植菌本数（千本）

現状値	2019	2020	2021	2022
(2016) 503	(2018) 507	(2019) 512	(2020) 516	(2021) 520

・漆苗木出荷本数（本）

現状値	2019	2020	2021	2022
(2018) 1,300	10,000	30,000	30,000	30,000

工程表（４年間を中心とした取組）

～2018	2019	2020	2021	2022

- 地域けん引型林業経営体の育成
- 意欲と能力のある林業経営体の施業集約化技術の向上
  - 研修による技術力向上
  - 生産体制の強化
- 地域の団体（「久慈地方「木の仕事」協議会」）や事業体と連携した新規就業者の確保
  - 地元高校等への働きかけ
  - いわて林業アカデミーとの連携
- 新たな森林管理システムによる森林整備の取組の支援
  - 森林の基礎調査 → 経営計画の作成 → 集約化施業の実施
  - 林道などの路網の計画的な整備
  - スマート林業手法導入の促進
- 公共施設の木造化やアカマツ等の地域材利用の取組の促進
  - 木材利用意識の醸成 → 計画立案の支援 → 施設の整備 → 民間施設への波及
  - チップボイラー等木質バイオマス利用機器の導入の促進
- 治山施設の整備・機能維持
  - 施設の点検
  - 施設の長寿命化・整備
- 海岸防災林の再生
  - 苗木の植栽
  - 植栽木の保育・管理
- 生産者組織による地理的表示保護制度の登録
- 生産者組織（「北いわて木炭産業振興協議会」）による地理的表示（ＧＩ）保護制度を活用した新たな販売の取組の支援
  - 品質管理技術の向上 → 品質管理体制の確立 → 安定的な出荷
  - 販路拡大に向けた検討・情報収集 → 販売先との調整・マッチングの支援
- 原木の安定確保の取組の支援
- 商談会への参加など集出荷団体による販路拡大の取組の促進
  - 放射性物質の検査による安全性の確保
  - 栽培技術水準の維持向上・生産体制の強化 → 安定的な出荷
  - 販路拡大に向けた検討・情報収集 → 販売先との調整・マッチングの支援
- （二戸市）漆資源の安定確保のための人材育成の支援
  - 漆苗木生産技術の普及 → 漆苗木安定供給体制の整備 → 漆林新規植栽の確保
  - 漆林保育管理技術の普及 → 漆林管理担い手の育成 → 管理不足の漆林が減少

県以外の主体に期待される行動

（森林所有者・林業経営体・団体・生産者）
・森林経営計画の作成と森林施業集約化の推進
・新規就業者の確保と受け入れ体制の整備
・森林整備の実施
・循環利用に配慮した低コストで効率的な素材生産
・生産体制の整備や販路の拡大
・生産技術の研鑽
・ドローンによる森林情報の把握など、新技術を活用したスマート林業手法の積極的な導入
（市町村・森林管理署）
・市町村森林整備計画の策定と実行支援
・林産物・特用林産物の生産・販売体制強化の支援
・公共施設の木造化等の推進
・木質バイオマス利用機器の導入
・新たな森林管理システムによる森林整備等の推進
・適正な森林経営に向けた国有林・民有林の連携

Ⅲ　誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

10　担い手の確保・育成と漁業生産量の回復・向上を進めます

（基本方向）

東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号による被害で減少した水産資源の回復に努め、つくり育てる漁業の高度化を推進し、圏域の特徴を生かした採介藻、養殖、漁船漁業の生産性向上と漁業生産額の回復を図り、中核的漁業経営体[1]の育成や新規就業者の確保・育成に取り組みます。

また、産地魚市場を核とした高度衛生品質管理型の流通・加工体制を整備し、安全・安心な産地づくりを進めるとともに、圏域の水産物の販路拡大や付加価値の向上を推進します。

さらに、漁港施設の機能強化や避難誘導対策を図るとともに、計画的な保守管理を進めます。

現状と課題

- 県北沿岸８漁業協同組合の正組合員数は、東日本大震災津波の発災以前から続いている高齢化に震災の影響が重なり、平成29年（2017年）には1,852人と平成21年（2009年）（2,169人）に比べ15%減少しています。このため、漁業協同組合や市町村等と連携し、地域をけん引する中核的漁業経営体の育成や新規就業者の確保・育成などに取り組む必要があります。
- 東日本大震災津波や平成28年台風第10号により被災したサケ・マスふ化場は復旧しましたが、被災により稚魚を計画どおり放流できなかった期間が生じたため、今後数年間は回帰尾数の減少と増殖用種卵の不足が懸念されることから、関係者が連携して種卵の確保に努める必要があります。
- 東日本大震災津波により被災したアワビ、ウニ種苗生産施設は復旧し、放流数は発災前の水準まで回復しましたが、放流資源が漁獲されるまでに数年を要することに加え、近年は餌となる海藻の生育が不安定なことから､資源回復に向け漁場管理を強化する必要があります。
- 圏域の特性を生かしたワカメ、コンブ、ホタテガイの生産性を高めるとともに、ナマコ、ホヤ、カキ等の生産拡大を進める必要があります。
- 産地魚市場を核とした高度衛生品質管理を推進する中で、漁船による漁獲段階の取組が総じて遅れていることから、定置網漁業やイカ釣り漁業の鮮度・品質管理を強化し、生産から流通加工まで一体となった体制づくりを進める必要があります。
- 水産物の流通加工では、原料の不足や高騰、労働力不足などの課題がある一方、道路交通網の整備により大消費地へのアクセスが向上することから、販路拡大や産地のＰＲとブランド化などの好機となっています。
- 漁業生産の基盤となる漁港施設は、近年の地震、津波、高潮等の自然災害の規模や頻度が増大している状況に対応するため、施設を強化する必要があります。また、採介藻漁業の維持･拡大を図るため、増殖場等を計画的に整備する必要があります。

[1] 中核的漁業経営体：年間販売額１千万円以上の経営体

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 漁業担い手の確保・育成

- 漁業協同組合が取り組む地域再生営漁計画[2]の実行を支援することにより、地域漁業をけん引する中核的漁業経営体を育成するとともに、新たな担い手の確保・育成に向けて漁業協同組合や市町村と連携して受入体制等を整備します。
- 水産業への興味や就業意欲を高めるため、漁業協同組合や市町村、いわて水産アカデミー[3]と連携して、小学生から高校生を対象とした様々な漁業体験の機会をつくるとともに、水産系や工業系の実業高校と連携して、地域水産業の技術や科学に関する調査研究等に取り組みます。
- 漁業者による素潜りや潜水器漁業の技能向上と継承を促進するとともに、漁業協同組合と連携して安全操業の仕組みづくりを進めます。

② 漁業生産量の回復・生産性向上

- サケ種卵を確実に確保する体制づくりを進めるとともに、ふ化放流技術の改善ときめ細かな指導により、サケ資源の回復を図ります。
- アワビ、ウニの計画的な種苗放流や漁業協同組合間の連携による餌対策など、生産力の高い漁場づくりを進めるとともに、適切な資源管理を行い水揚量の安定化を図ります。
- 漁業協同組合が取り組む地域再生営漁計画の実行を支援し、ワカメ、コンブ、ホタテガイ養殖の生産増大や生産性向上、ホヤ、カキ養殖の推進、さらには漁港や港湾を活用したナマコ増殖技術の開発等に取り組みます。

③ 生産物の付加価値向上・販路拡大

- 安全･安心な水産物を消費者に提供するため、産地魚市場を核とした漁獲から流通、加工まで一体となった水産物の高度衛生品質管理を推進します。
- 漁業者と水産加工業者や量販店等との連携強化による販路拡大、６次産業化の促進による特色ある商品づくりや直売会等の開催、地域水産物のＰＲや利用促進などの取組を関係者と連携して進めます。
- 地域水産物の放射性物質に関する安全性について消費者へ情報提供するほか、専門家や消費者を対象とした産地見学などにより相互のコミュニケーションを促進し、産地の魅力を発信します。

④ 漁港等の整備

- 漁港施設の耐震・耐津波強化や避難誘導対策による防災力の強化を図るとともに、施設保全計画に基づく計画的な保守管理により、漁港施設の長寿命化を進めます。

---

[2] 地域再生営漁計画：地域漁業の目指す姿を明らかにし、生産種目ごとの生産目標を定め、人づくり、場づくり及び価値づくりの３つの視点から、課題解決のための改革・改善の活動を行うための計画。漁業協同組合が作成し、県が認定することにより、漁業協同組合を核とする地域漁業の人づくり、場づくり及び価値づくりの活動を支援するもの。

[3] いわて水産アカデミー：漁業の基礎知識や高度な経営手法の習得を通じ、将来の岩手県の漁業の中核を担う人材を養成する岩手県による研修制度。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組） ～2018	2019	2020	2021	2022

①　漁業担い手の確保･育成

目標

・中核的漁業経営体数　（体）

現状値	2019	2020	2021	2022
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
65	66	67	68	69

現状値は2017年の値

・新規就業者数　（人）

現状値	2019	2020	2021	2022
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
8	9	10	10	10

現状値は2017年の値

- 地域再生営漁計画の実行支援による中核的経営体の育成（規模拡大、技術・経営力向上）
- 就業希望者の受入れ体制の整備
- 市町村協議会設立
- 市町村・いわて水産アカデミーとの連携（人材の発掘と育成、受講生受入指導）
- 小・中学生、高校生を対象とした漁業体験の実施

②　漁業生産量の回復・生産性向上

目標

・サケ稚魚放流数　（百万尾）

現状値	2019	2020	2021	2022
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
100	100	100	100	100

現状値は2017年の値

・アワビ種苗放流数　（万個）

現状値	2019	2020	2021	2022
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
175	175	175	175	175

現状値は2017年の値

・ウニ種苗放流数　（万個）

現状値	2019	2020	2021	2022
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
248	250	250	250	250

現状値は2017年の値

- 秋サケ資源造成の指導（親魚･種卵確保、健苗育成、適期放流）
- アワビ、ウニ等の資源管理の指導（計画的な種苗放流と放流技術の確立）
- 漁協間連携による餌対策
- 地域再生営漁計画の実行支援（ワカメ、コンブ、ホタテガイ、ホヤ、カキ養殖指導）
  養殖漁場の効率的利用促進
  漁業者による種苗生産技術の確立

③　生産物の付加価値向上・販路拡大

目標

・高度衛生品質管理地域認定数

（市町村）〔累計〕[4]

現状値	2019	2020	2021	2022
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
2	2	3	3	4

現状値は2017年の値

- 高度衛生品質管理計画の実行支援（漁獲段階及び加工場の衛生管理指導）
- 6 次産業化等の販路拡大の取組（産地直売会の開催及び展開支援）
- 水産物の安全･安心、産地の魅力の情報発信（地域水産物の PR 活動展開）

④　漁港等の整備

目標

・県管理漁港の耐震・耐津波強化施設数

（施設）〔累計〕

現状値	2019	2020	2021	2022
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
2	5	6	10	11

現状値は2017年の値

- 耐震･耐津波対策強化工事
- 防波堤
- 岸壁

[4] 高度衛生品質管理地域認定：水産物の漁獲から流通、加工までの一貫した衛生・品質管理を行う「高度衛生品質管理地域づくり（岩手県独自の取組）」の市町村毎の取組実績を踏まえ、県が認定するもの。

県以外の主体に期待される行動

（生産者・団体等）
・担い手の育成、新規就業者の受入れ
・地域再生営漁計画の実行
・種苗生産施設の維持管理
・増養殖漁場の適正管理
・高度衛生品質管理計画実行
・新たな販路開拓、6 次産業化、水産物の高付加価値化
・漁港施設等の使用、維持･保全
（市町村）
・新規就業者受入環境の整備
・地域再生営漁計画実行支援
・高度衛生品質管理計画実行支援
・漁業協同組合、加工業者の販路開拓、水産物の高付加価値化に向けた連携支援
・漁港施設等の整備、保守管理

【関連する計画】
・岩手県漁業担い手育成ビジョン　（計画期間　平成28年度（2016年度）～2019年度）
・地域再生営漁計画　（計画期間　平成30年度（2018年度）～2022年度）
・岩手県水産基盤整備方針（計画期間　2019年度～2022年度）

Ⅲ　誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

11　北いわての魅力ある食材を生かした食産業を盛んにします

（基本方向）

商品開発、生産性向上、販路開拓など、事業者が抱える経営課題に応じてきめ細かな支援を行うとともに、地元商工団体と連携し、意欲ある経営者等の育成を支援します。

また、「食べるなら県北産」と消費者から選ばれるよう、鶏肉をはじめとする食肉加工品や新鮮な魚介類を原料とする水産加工品など、県北圏域の優れた農林水産物を活用した商品の認知度向上や消費拡大を目的に、地域内外への情報発信を強化します。

さらに、食品に起因する健康被害等の発生予防に努め、食の安全・安心を推進します。

現状と課題

- 県北圏域の食料品製造出荷額は、平成28年（2016年）では779億円と県全体の21.3％を占めています。

  また、県北圏域の製造業全体の中で、従業者数で47.1％、製造品出荷額で61.0％を占めており、地域経済と雇用を支える重要な産業となっています。
- 県北圏域には、全国有数の生産量を誇るブロイラー産業が集積しているほか、いわて短角牛、雑穀、やまぶどう、海産物など魅力ある食材を取り扱う食産業事業所が立地していますが、主要なブロイラー産業の事業者を除くとその多くは小規模・零細経営であるため、顧客ニーズに応じた商品開発や販路開拓、人材の育成・確保など、事業者に応じた支援が必要です。
- 県北圏域で生産される鶏肉、いわて短角牛、雑穀、やまぶどう、酒造好適米、海産物やその加工品の認知度は年々高まっていますが、地域内外における消費拡大を一層促進するためには、より効果的な情報発信が必要です。
- 品質管理の徹底や納期、価格など、顧客が食品関係事業者に求める条件は厳しさを増しています。
- 県北圏域は大規模養鶏場が集積し、鶏肉の一大産地となっていますが、県内での消費量は、全国の他の主要産地に比べると低い状況にあるため、地域におけるブロイラー産業の認知度向上が必要です。
- 平成30年（2018年）に開設された宮古・室蘭間のフェリー航路や整備が進む三陸沿岸道路により、県北沿岸地域の物流の効率化が進み、地域産業の活性化が期待されます。
- 高病原性鳥インフルエンザが県北圏域内で発生した場合、甚大な影響が生じることから、発生を防ぐ対策を進める必要があります。
- 食産業製品に対する放射性物質の影響について、的確な情報提供が求められています。
- 家庭や飲食店等において、細菌やウイルスを原因とする食中毒事件が依然として発生していることから、食中毒を未然に防止するための普及啓発や食品事業者によるＨＡＣＣＰ[1]の考

[1] ＨＡＣＣＰ： Hazard Analysis Critical Control Point の略で、食品の製造・加工工程において発生する可能性のある危害を予め分析し、この結果を基に衛生管理するとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する方法。

え方に基づく自主衛生管理の推進が大変重要となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 事業者の経営課題に応じた支援

- 商工団体等と連携した訪問活動等を通じて、取引先とのマッチングや商談会等への出展を勧めるとともに、必要に応じて岩手県よろず支援拠点[2]や各種支援機関、大学等と連携しながら、経営課題の解決を支援します。
  特に、販路開拓については、事業者の意向を踏まえながら、県内、県外、海外市場への展開に必要な支援を行い、事業者の業容拡大を促進します。
- 事業者の経営力強化を図るため、商工団体等と連携し、事業者が行う生産性や品質の向上に向けた取組を支援します。
- 農商工連携等の圏域内外における事業者連携を促進し、新たな事業展開等を支援します。

② 北いわて食材の認知度向上

- 水産加工品をはじめとする北いわての魅力ある商品の認知度向上を目的としたイベント開催や商談会等への出展支援を行います。
- 全国第３位の生産量を誇る本県の中でも最大の産地である県北地域のブロイラーの魅力を圏域内外にＰＲするとともに、地元での消費拡大を図ります。
- ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ[3]）を活用した情報発信などにより、鶏肉、海産物、雑穀など、北いわての魅力ある食材を活用した商品の認知度向上に取り組みます。

③ 食産業を担う人材の育成

- 事業者の商品開発力や生産性の向上などの改善活動の支援を通じて、食産業を担う人材の育成を図ります。
- 次世代の食産業を担う人材を育成、確保するため、児童・生徒に対し、地域の食材や食産業の理解を深める啓発活動に取り組みます。また、商工団体等と連携し、意欲ある経営者等が行う経営改善に向けた取組を支援します。

④ 安全・安心を支える体制の整備

- 高病原性鳥インフルエンザ等について、関係機関が連携して衛生管理等防疫に関する情報提供や技術的支援を行い、発生を抑制するとともに、発生時を想定した訓練の実施によって初動対応の迅速化を図ります。
- 放射性物質に対する食産業製品の安全性に関して、適時適切に消費者等に対し情報を提供します。
- 食品の生産、製造・加工、流通段階における安全性の確保を図るため、食品事業者に対するＨＡＣＣＰの考え方に基づく自主衛生管理の普及・啓発に取り組みます。
- 食中毒等の事件・事故を未然に防止するため、食品事業者に対し、積極的に食品衛生法[4]に基づく監視・指導及び収去検査を行うとともに、食品表示法[5]に基づく食品表示に係る監視・指導を行い食の安全・安心の確保を図ります。

---

[2] 岩手県よろず支援拠点：中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により全国に設置されている経営相談の拠点。各都道府県に整備されており、地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営相談に対応している。

[3] ＳＮＳ：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。

[4] 食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）：食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律。

[5] 食品表示法（平成 25 年６月 28 日法律第 70 号）：食品の表示に係る各種法律の規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として制定された法律。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～2018	2019	2020	2021	2022
①　事業者の経営課題に応じた支援 目標 ・専門家の斡旋・派遣及び支援制度採択件数（件） 現状値：35（2019：35、2020：35、2021：35、2022：35） 現状値は2017年の値		事業者の経営課題に応じた支援 （商品開発支援、販路開拓支援、専門家派遣、事業者訪問支援等）			
②　北いわて食材等の認知度向上 目標 ・地域食材ＰＲ回数（回） 現状値：29（2019：30、2020：30、2021：30、2022：30） 現状値は2017年の値 ・商談会等への出展者数等（者） 現状値：29（2019：30、2020：30、2021：30、2022：30） 現状値は2017年の値		地域食材等の認知度向上に向けた情報発信の実施 地域食材等の認知度向上に向けたイベントの開催等 県北圏域：商談会や消費者向けイベントの開催等 県内（隣接圏域含む）：消費者向けイベントの開催 首都圏等：消費者向けイベントの開催			
③　食産業を担う人材の育成 目標 ・食産業関連事業所への企業見学会参加校数（校） 現状値：7（2019：8、2020：8、2021：8、2022：8） 現状値は2017年の値		中・高校生を対象とした企業（食産業関連）見学会の開催			
④　安全・安心を支える体制の整備 目標 ・高病原性鳥インフルエンザ対策訓練実施回数（回） 現状値：2（2019：2、2020：2、2021：2、2022：2） 現状値は2017年の値		高病原性鳥インフルエンザ対策訓練の実施			

県以外の主体に期待される行動

（市町村）
・事業者訪問による経営課題の把握、相談対応
・事業者連携に向けたマッチング支援
・地域食材等の魅力の認知度向上に向けた取組
（事業者）
・新商品開発、既存商品の改良、販路開拓
・他事業者との積極的な連携
・若年層の人材育成への協力、事業所内人材の育成
・衛生管理等防疫の徹底

・食品の自主衛生管理の推進と安全な食品の提供
（産業支援機関等）
・販路開拓に係る情報収集及び事業者への提供
・商品開発に係る指導・助言
（商工団体）
・事業者訪問による指導
・金融関係の相談対応
（住民等）
・食に関する正しい知識の習得

【関連する計画】
・岩手県食の安全安心推進計画（計画期間　平成28年度（2016年度）～2020年度）

Ⅲ　誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

12　アパレル産業など高い技術力を有するものづくり産業を盛んにします

（基本方向）

ものづくり産業の振興を図るため、産学官が連携して地域の特性を生かした事業活動を行う企業への支援や経営課題に応じた個別支援を行うほか、次世代を担うものづくり人材の育成として、高校生等の若年者に対し、地域のものづくり事業者の周知を図り、地元就職者の拡大や技能の承継に努めます。

特に、県北圏域に集積しているアパレル産業の産地としてのブランド化を進めるため、関係団体等と連携して、技能向上を目的とした人材育成や全国規模のイベントへの出展、商談会の開催等に取り組みます。

現状と課題

- 県北圏域の製造品出荷額（食料品製造業を除く。）は、東日本大震災津波以降、増加傾向にあり、平成28年（2016年）には497億円を計上していますが、全県に占める割合は2.5%です。

  一方、繊維工業品（アパレル関連）の製造品出荷額は、45億円で全県の14.3%を占め、従業者数も県北圏域内製造業の14.9%を占めています。
- 県北圏域のアパレル関連産業は、受託生産中心の事業者が多いため、安定的な受注の確保や認知度向上などの経営課題を抱えていますが、大手メーカー等からは技術力の高さを評価されています。
- 少子・高齢化や人口の社会減などによる人手不足の恒常化に加え、新規高卒者の県北圏域内就職率が低いことから、児童・生徒が地元企業の魅力を知る機会を増やすなど、地元ものづくり企業等に就職を希望する人材を育成・確保するための取組が求められています。
- 県北圏域には、浄法寺塗、大野木工などの優れた工芸品が製造されていますが、認知度の更なる向上と後継者不足への対応が大きな課題となっています。
- 国では、企業立地（誘致）に軸足を置いた「企業立地促進法」を改正し、地域の特性を生かし地域経済をけん引する企業の発掘育成に軸足を置いた「地域未来投資促進法」を平成29年（2017年）７月に制定しています。
- 平成30年（2018年）に開設された宮古・室蘭間のフェリー航路や整備が進む三陸沿岸道路により、県北沿岸地域の物流の効率化が進み、地域産業の活性化が期待されます。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　企業の経営課題に応じた支援

- いわて産業振興センターとの連携により、各企業の経営課題に応じて、技術開発、生産性向上、販路開拓など総合的に支援します。
- 他圏域の産業支援機関や企業、大学との交流・連携を促進し、技術力の向上や取引拡大を支援します。

② 地域の特徴的な産業の振興

・ 北いわてアパレル産業振興会との連携により、全国の商談会などへの参加等を通じて地域の縫製事業者が有する高い技術力を県内外に発信し、産地としてのブランド化を図るとともに、取引拡大を支援します。
・ 縫製事業者や関係団体との連携を一層促進し、更なる技術力の向上や人材育成を図るとともに、モノのインターネット（ＩｏＴ）の導入などによる生産性向上を支援します。
・ 浄法寺塗などの地域に根ざした伝統工芸品や琥珀、マリンローズなどの特色ある地域資源の価値を県内外へ発信するとともに、市町村や関係団体と連携し、後継者育成や販路拡大を支援します。

③ ものづくりを担う人材の育成

・ 次世代を担うものづくり人材の育成、確保を図るため、内陸部や隣接する八戸圏域の産業界や学校等と連携し、児童・生徒や保護者等の工場見学、企業人による講演、インターンシップ[1]のあっせん、工業高校生への技能講習に取り組みます。
・ 他圏域の企業見学会や県北ものづくり改善塾を開催するとともに、改善塾受講企業等を対象に生産性向上を目的とした個別のフォローアップにより、企業内人材の高度化を支援します。

④ 地域の特性を生かした事業活動への支援や企業誘致の促進

・ 市町村や商工関係団体との連携により、地域未来投資促進法の周知も図りながら、地域の特性を生かし、地域をけん引する取組を行う企業の業容拡大に向けた支援を行います。
・ 県北圏域内の久慈・二戸間をはじめ、新たな交通ネットワークを生かし、他圏域の企業関係者と交流する機会を創出し、情報共有や企業間連携を促進します。
・ 県北圏域外の企業に対して、三陸沿岸道路の整備の進展や各種施策など、企業立地上の優位性を情報発信します。

[1] インターンシップ：学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～2018	2019	2020	2021	2022
① 企業の経営課題に応じた支援 目標 ・企業等訪問件数（社） 現状値 222 / 2019 225 / 2020 230 / 2021 236 / 2022 244 現状値は2017年の値 ・他圏域との技術交流会等参加企業数（社） 現状値 34 / 2019 34 / 2020 34 / 2021 36 / 2022 38 現状値は2017年の値	企業の経営課題に応じた支援（技術開発支援、販路開拓支援、専門家派遣等）→				
	公益財団法人等との連携による技術力向上や商品開発等支援→				
	八戸圏域など他圏域との交流→				
② 地域の特徴的な産業の振興 目標 ・商談会等への管内アパレル事業者参加企業数（社） 現状値 34 / 2019 35 / 2020 35 / 2021 35 / 2022 35 現状値は2017年の値 ・学生ファッションデザイン募集に対する応募校数（校） 現状値 31 / 2019 32 / 2020 33 / 2021 34 / 2022 35 現状値は2017年の値	北いわてアパレル産業の認知度向上に向けた商談会等の開催→				
	学生デザインファッションショーの開催・デザイン募集→				
③ ものづくりを担う人材の育成 目標 ・企業向け研修会等参加者数（人） 現状値 225 / 2019 250 / 2020 250 / 2021 250 / 2022 250 現状値は2017年の値	企業ニーズに即した研修会等の開催→				
④ 地域の特性を生かした事業活動への支援や企業誘致の促進 目標 ・地域経済牽引事業計画・経営革新計画承認件数（件）［累計］ 現状値 11 / 2019 10 / 2020 20 / 2021 30 / 2022 40 現状値は2017年の値、目標値は2019年からの累計	地域経済牽引事業計画等の策定に取り組む企業の支援→				
	他圏域企業との交流・連携機会の創出→				

県以外の主体に期待される行動

（市町村）
・企業訪問による経営課題の把握、相談対応
・企業誘致の推進及び誘致企業に対するフォローアップ
（企業）
・技術力の向上、研究開発、取引拡大、人材確保等の取組の推進

・地域の特性を生かした事業への取組の推進
・他圏域との交流会等への参画
・若年層の人材育成への協力、企業内人材の育成
（教育機関・産業支援機関）
・企業訪問による経営課題の把握、相談対応
・企業間取引、研究機関等とのマッチング支援
・産学官連携による人材育成等
（商工団体）
・金融関係の相談対応
・企業訪問による指導（税務、経理等）

【関連する計画】
・岩手県県北地域産業活性化協議会　基本計画
（計画期間　平成29年度（2017年度）～2021年度）

Ⅲ　誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

13　隣接圏域等と連携した広域観光を進めます

（基本方向）

交流人口の一層の拡大に向け、新たな交通ネットワークを生かし、「あまちゃん」の知名度や御所野遺跡など特色ある地域資源を組み合わせた観光を推進します。

また、三陸ＤＭＯセンターや広域観光推進組織等との連携を強化し、体験型観光・教育旅行等の受入態勢を整備するとともに、全県的に実施される観光キャンペーンを活用しながら地域の観光情報を発信します。

さらに、歴史的・文化的につながりの深い八戸圏域等と連携して国内外からの誘客に取り組みます。

現状と課題

- 県北圏域への観光入込客数（延べ人数）は、連続テレビ小説「あまちゃん」が放映された平成25年（2013年）（336万人回）をピークに減少傾向にあり、平成29年（2017年）（272万人回）には東日本大震災津波の発災前（平成22年（2010年））の水準（287万人回）を下回っています。
- 三陸の観光振興の推進組織である三陸ＤＭＯセンターに、平成30年度（2018年度）から久慈サテライトが設置され、圏域内での観光地域づくりを担う人材の育成や体制整備が進められています。
- 沿岸全域で開催される三陸防災復興プロジェクト2019や整備が進む三陸沿岸道路などにより、ソフト・ハード両面で観光客を含めた人的交流の活発化が期待されます。
- 県北圏域には、山海の自然が織りなす平庭高原や折爪岳、小袖海岸などの景勝地、世界遺産登録を目指す御所野遺跡をはじめ、九戸城跡、天台寺、野田塩の道などの歴史資源、さらにバッタリー村に代表される山村生活文化体験や田舎暮らし体験ができる施設などがあり、これらの地域資源としての魅力を圏域内外に向けて発信していく必要があります。

  さらに、魅力的な観光コンテンツの充実を図るとともに、三陸復興国立公園の景勝地やみちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなどの地域資源と三陸鉄道を組み合わせることなどにより、広域観光ルートの構築を促進していく必要があります。
- 「あまちゃん」の撮影に対応した地域の観光事業者や産業界、関係自治体により「北三陸『あまちゃん』観光推進協議会」が組織され、相互連携による観光誘客活動や地域活性化の取組が進められるなど、「あまちゃん」をきっかけに広域的な観光振興の取組が継続して行われています。
- 久慈地域では、教育旅行など体験・交流型観光が定着しているほか、二戸地域においても地域資源を生かした体験メニューが充実してきています。

  一方で、農林漁家体験民泊などの受入態勢の整備や体験インストラクター等の育成が課題となっています。
- いわて花巻空港における台北、上海国際定期便が平成30年度（2018年度）に就航したこと

などによる外国人観光客の増加を見据え、受入態勢の充実を図る必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 特色ある地域資源を活用した観光の推進

- 地域の特色ある歴史・文化、食を地域資源として活用するとともに、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、九戸城跡などの地域資源を生かした、体験・交流型の観光コンテンツの整備を進めます。
- 連続テレビ小説「あまちゃん」の知名度を生かしたロケの誘致に地域の官民が一体となって取り組み、その誘客効果の継続を図ります。
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する御所野遺跡の世界遺産登録に向けた機運醸成を図るとともに、登録後を見据えた地域資源のブラッシュアップやそれらを活用した体験・交流型観光を推進します。

② 受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成

- いわて観光キャンペーン推進協議会や三陸ＤＭＯセンターと連携し、県北地域における観光地域づくりや地域のＤＭＯの設立を支援します。
- 旅行会社への観光メニューの企画提案や観光客への情報発信、観光客の受入調整などを総合的に行う窓口の機能の強化を支援します。
- 地域の観光を支える観光ボランティアガイドや体験インストラクターの養成を支援するとともに、観光関係者の接客技術の向上やおもてなしの心で迎える機運の醸成に取り組むことにより、観光を担う人材の育成を支援します。
- 体験型教育旅行の誘致拡大に向け、地域資源を生かした体験プログラムの充実に努め、受入態勢の整備に取り組みます。

③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進

- 三陸防災復興プロジェクト 2019 の開催による三陸地域の知名度の向上や、宮古・室蘭間のフェリー航路開設、三陸沿岸道路の整備など新たな交通ネットワークによる様々な効果を生かし、県北圏域を訪れる旅行者に地域の魅力を発信し、交流人口の拡大に取り組みます。
- 歴史的・文化的に深いつながりがある県央圏域や八戸圏域などと連携し、誘客拡大に努めるとともに、魅力ある観光資源を組み合わせた広域観光ルートの構築に取り組みます。
- 県北圏域を訪れる外国人に対し、圏域内の観光に関する情報発信を行うとともに、隣接する青森県と連携してインバウンド向けの旅行商品の造成支援を行い、県域を越えた外国人観光客の誘致に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）

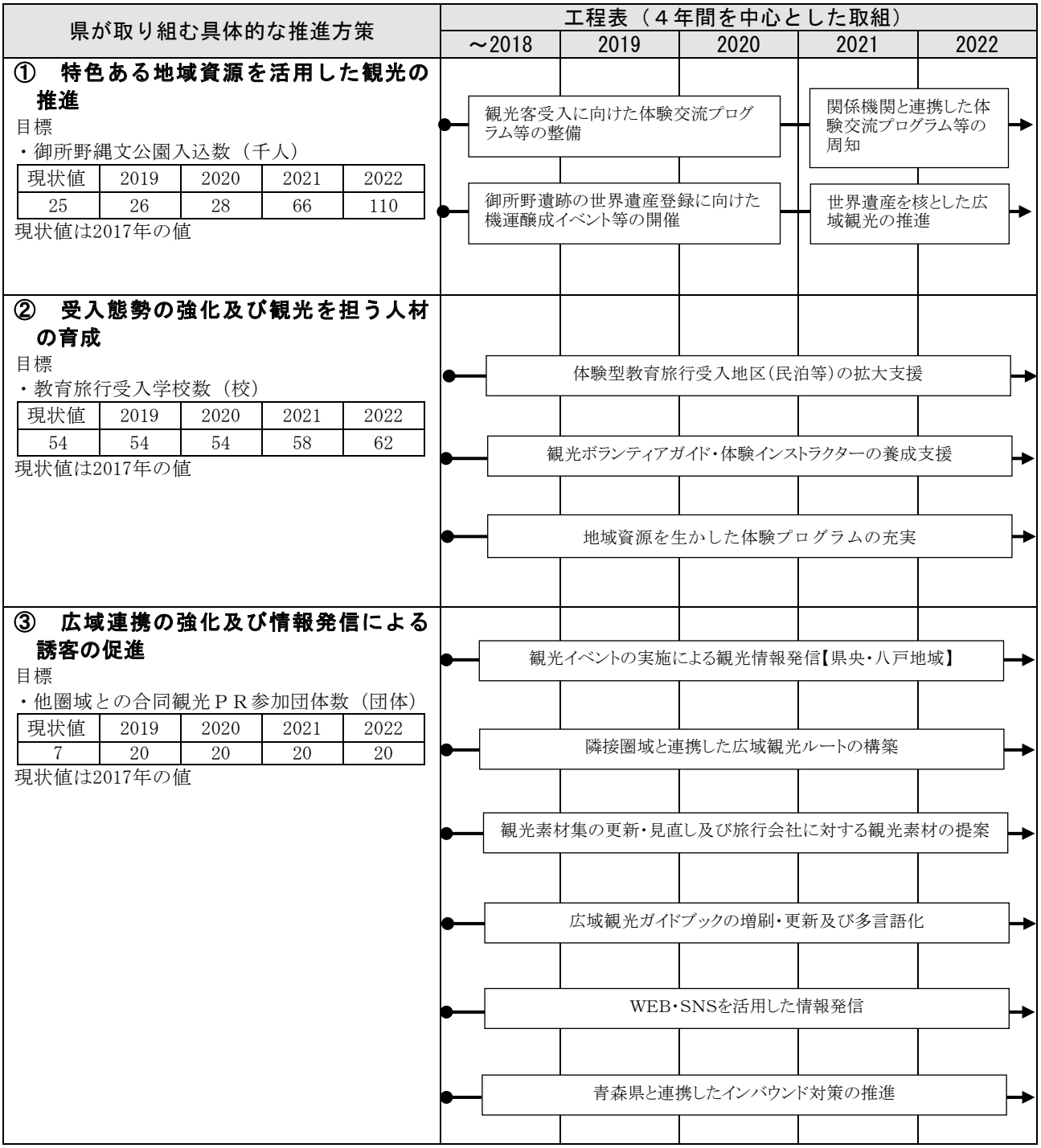

県以外の主体に期待される行動

（市町村）
・地域素材の掘り起こし支援
・地域素材の魅力向上と観光メニューの充実
・地域の観光を支える人材の育成など受入態勢の整備及び充実支援
・地域の観光資源の情報発信
（観光事業者、ボランティア団体等）
・地域内での連携や協働による観光振興
・地域素材の掘り起こし
・おもてなしの実践
・観光を支える人材の育成など受入態勢の整備及び充実

（民間の広域観光推進組織）
・観光客受入れの総合的窓口機能の整備及び強化
・広域的な観光素材の魅力向上、観光メニューの充実、商品化
・広域的な観光情報の収集及び整理

Ⅲ 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

14 雇用環境の改善と若年者などの就業支援を進めます

（基本方向）

「働くなら県北」の実現に向け、地域ジョブカフェを核として、市町村や関係機関と連携し、若者の地元就職・Ｕターン就職などの促進やキャリア教育[1]の普及に向けて取り組むとともに、若者、女性、高年齢者など働く意欲のある全ての方が働きやすい雇用環境整備に向けた管内企業の取組を支援します。

現状と課題

- 少子・高齢化の進行や若者の社会減による生産年齢人口の減少等により、人手不足が恒常化しており、平成29年（2017年）５月以降、久慈、二戸ともに有効求人倍率が１倍を超えています。
- 人手不足解消のためには、雇用・労働環境の改善や労働生産性の向上に向けた取組が必要であり、一部企業では、雇用・労働環境の見直しに向けた動きが始まっています。
  また、県北圏域は、アパレル産業や食産業など女性就労者の比率が高い事業者が多いことから、国や県が設けている女性活躍や子育てにやさしい職場環境づくりなどに取り組む企業を認定・認証する制度の周知を行い、企業の取組を促進していくことが必要です。
- 他圏域と比較し、若年者の地元企業への就職が少ないことに加え、新規高卒者の早期離職率も低くはないことから、地元定着に向けたキャリア教育の取組を関係者が一体となって、進めていくことが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 働き方改革の促進等による雇用・労働環境の改善

- 女性、高年齢者、障がい者など働く意欲のある全ての者が、その能力を生かして希望する仕事に就くことができるよう、関係機関と連携し就労支援を行います。
- 企業の人手不足や雇用のミスマッチによる早期離職の解消に向け、働き方改革に関する情報提供等を行い、働きやすい職場環境づくりに向けた企業の取組を促進します。
- 企業に対し、県が進める「いわて女性活躍企業等認定制度」、「いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度」などの認定、認証に向けた企業の取組を促進し、企業の人材確保や若年層の地元定着を支援します。

② 関係機関との連携による若者の地元就職や職場定着の促進

- 地域ジョブカフェを核として、市町村や関係機関と連携しながら、高校生の地元企業への就職や新規就労者の職場定着、さらには若年求職者を中心とした就職活動を支援します。
- 児童、生徒の地元企業への理解増進と若者の地元就職を促進するため、職場体験、職場見学、出前授業など、市町村や教育機関、商工関係団体など関係機関が一体となって、キャリ

[1] キャリア教育：児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で、計画的・組織的に育むもの。

ア教育に取り組みます。

- 大学進学者などを対象としたUターン就職の促進に向け、関係機関と連携して、地元企業に対する認知度向上を目的とした情報発信に取り組みます。
- 求人ニーズと求職ニーズが一致しない雇用のミスマッチの解消に向け、関係機関と連携して企業見学会などを開催します。

県が取り組む具体的な推進方策

① 働き方改革の促進等による雇用・労働環境の改善

目標

・「いわて女性活躍認定企業等」の認定数（社）［累計］

現状値	2019	2020	2021	2022
0	5	10	15	20

現状値は2017年の値、目標値は2019年からの累計

② 関係機関との連携による若者の就業支援・地元定着支援

目標

・県北圏域高卒者の管内就職後３年以内の離職率（%）

現状値	2019	2020	2021	2022
19.6	18.6	18.1	17.6	17.1

現状値は2017年の値

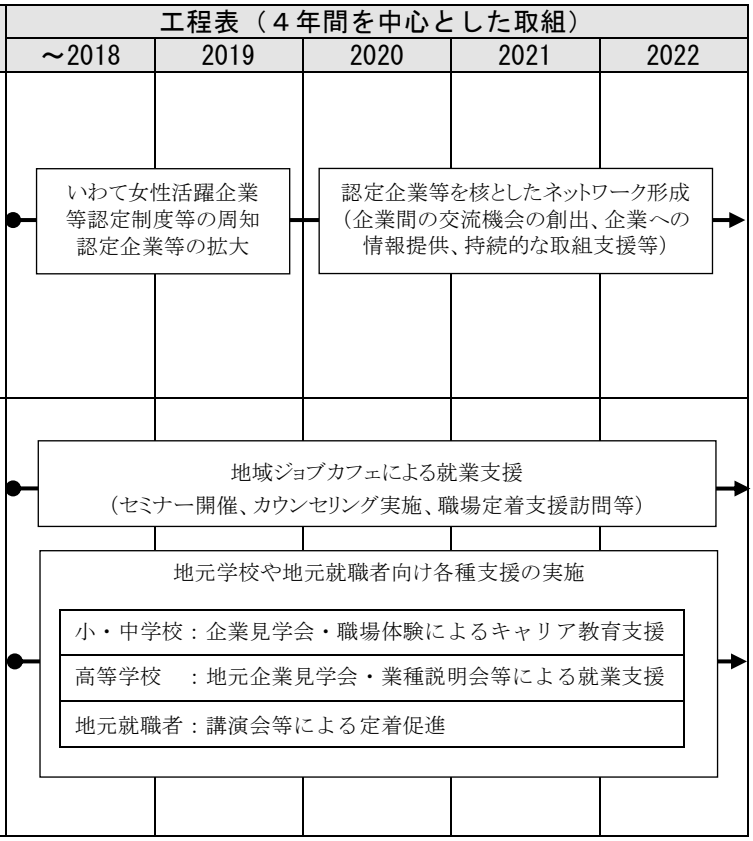

県以外の主体に期待される行動

（市町村）
・雇用創出のための産業振興施策の企画、調整、実施
・企業誘致の推進
・人材育成の支援
・キャリア教育支援
（産業支援機関）
・農商工連携の推進による取引拡大支援
・新事業分野進出に向けた支援
（商工団体等）
・事業者訪問による指導（税務、経理等）
・中・高校生に対する事業者情報提供
（教育機関）
・キャリア教育推進
・就職指導（生徒と企業のマッチング等）
（公共職業安定所）
・職業斡旋

・求人開拓
（企業）
・雇用の維持・確保
・雇用環境の改善
・人材育成
・キャリア教育支援（就労体験、職場見学会等の受入れ、出前授業の実施等）

巻末資料

「県北圏域重点指標」一覧

「県北圏域重点指標」一覧

指標名		単位	現状値（2017）	年度目標値			計画目標値（2022）
				2019	2020	2021	
基本方向　Ⅰ　隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域							
活動中の元気なコミュニティ特選団体数[累計]		団体	43	48	50	52	54
公立文化施設における催事数		件	138	140	142	144	146
スポーツ実施率		%	60.3	63.5(2018)	64.0(2019)	64.5(2020)	65.0(2021)
自殺者数〔10万人当たり〕		人	28.9	27.5(2018)	26.1(2019)	24.8(2020)	23.4(2021)
大きな病院と診療所（開業医）の役割分担の認知度		%	49.8	51.8	52.8	53.8	54.8
がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数[10万人当たり]	（男性）	人	358.8(2016)	344.1(2018)	336.7(2019)	329.4(2020)	322.0(2021)
	（女性）	人	168.5(2016)	158.7(2018)	153.9(2019)	149.0(2020)	144.1(2021)
居宅介護(地域密着型)サービス利用割合		%	58.2	59.0(2018)	60.0(2019)	61.0(2020)	62.0(2021)
障がい者グループホームの利用者数		人	243	255	267	277	287
「いわて子育て応援の店」の協賛店舗数[累計]		店舗	169	176	183	189	196
「いわて子育てにやさしい企業等認証」の認証数[累計]		社	3	16	20	24	28
基本方向　Ⅱ　自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域							
東日本大震災津波により被災した公共土木施設の復旧箇所数の割合		%	95.4	98.8	100	—	—
洪水・土砂災害対策の完了箇所[累計]		箇所	5	7	8	8	9

目標値設定の考え方	出典 （統計・調査等の名称）
平成26年（2014年）から平成29年（2017年）までの4年間の年間平均認定数が、計画目標年度まで継続することを目指します。	地域振興室調べ
年間催事数の上限に近づいた施設もあることから、2019年以降は毎年2件の増加を目指します。	文化振興課調べ
（県で国の第2期スポーツ基本計画の目標値（2021年に65.0％）への到達を目標としていることから、）県全体と同様に毎年0.5ポイントの増加を目指します。	スポーツ振興課調べ
県においては国が自殺総合対策大綱に掲げる自殺死亡率と同水準（2025年までに13.0とする）を目標とすることから、当圏域においても同等の率で減少させることを目指します。	人口動態統計（厚生労働省）
圏域における認知度が県平均を下回ることから、政策推進プランに掲げる目標値（年0.9ポイント上昇）を上回る毎年1.0ポイント上昇させることを目指します。	県の施策に関する県民意識調査
政策推進プランに掲げる目標値の減少率（10.3％）を適用し、圏域の目標値を設定したものです。	人口動態統計（厚生労働省）
政策推進プランに掲げる目標値の減少率（14.5％）を適用し、圏域の目標値を設定したものです。	人口動態統計（厚生労働省）
高齢者の地域生活を支えるため、居宅介護の割合を高めてきており、介護資源の少なさを踏まえつつ、今後も過去5年間の平均伸び率（0.94ポイント）を維持し、年1ポイント上昇させることを目指します。	長寿社会課調べ
主な地域移行先であるグループホームについて、市町村が設定した利用見込量の合計を達成することを目指します。	障がい保健福祉課調べ
2018年の推計値（169店舗）に加え、県全体で年70社の増加を目指しており、その達成のため、当圏域の登録店舗割合（約1割）に相当する年7店舗の増加を目指します。	子ども子育て支援課調べ
2018年の推計値（9社）に加え、県全体で年20社の増加を目指しており、その達成のため年4社の増加を目指します。	子ども子育て支援課調べ
2020年度までに完成率100.0％を目指します。	県北広域振興局調べ
2022年度までに9箇所の対策完了を目指します。	県北広域振興局調べ

指標名	単位	現状値（2017）	年度目標値			計画目標値（2022）
			2019	2020	2021	
基本方向　Ⅱ　自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域（つづき）						
復興支援道路及び復興関連道路の供用率	%	78.6	84.3	100	—	—
公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率	%	100	100	100	100	100
住民一人1日当たりの家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量	g	549(2016)	540(2018)	531(2019)	522(2020)	513(2021)
再生可能エネルギーによる発電量（出力）	kw	273,258	276,700	278,400	280,100	281,800
基本方向　Ⅲ　地域資源を生かした産業が発展し、意欲を持って働ける地域						
農畜産物の販売額	億円	839	872	880	888	896
木材生産額（推計）	百万円	2,842(2016)	2,852(2018)	2,871(2019)	2,880(2020)	2,900(2021)
主要特用林産物生産額（推計）	百万円	760(2016)	929(2018)	939(2019)	945(2020)	955(2021)
漁業生産額	億円	63.7	64.5(2018)	65.3(2019)	66.1(2020)	66.9(2021)
食料品製造出荷額	億円	779(2016)	794(2018)	802(2019)	810(2020)	818(2021)
製造品出荷額（食料品製造業及び繊維工業を除く）	億円	452(2016)	461(2018)	466(2019)	471(2020)	475(2021)
繊維工業の製造品出荷額	億円	45(2016)	46(2018)	46(2019)	47(2020)	47(2021)
観光入込客数（延べ人数）	万人回	272.0	254.0	249.0	251.0	259.0
県北圏域高卒者の管内就職率	%	43.0	47.0	47.0	47.0	47.0

目標値設定の考え方	出典 （統計・調査等の名称）
2020年度までに供用率100.0％を目指します。	県北広域振興局調べ
現状の水質（公共用水域のBOD等の環境基準達成率100％）維持を目指します。	公共用水域常時監視結果
国の計画と同等の排出量削減を目指すため、県が策定した目標に準じて毎年度9gの削減を目指します。	一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）
平成26年（2014年）から平成29年（2017年）までの4年間の発電出力の年間平均の増加量が、計画目標年度まで継続することを目指します。	県北広域振興局調べ
経営感覚に優れた経営体による生産性の向上や規模拡大・販路開拓等により、毎年1.0％の増加を目指します。	県北広域振興局調べ
木材需要の多様化に対応した素材の生産が図られ、木材生産額が増加することを目指します。	林業振興課調査数値「木材需給報告書」市町村別素材生産量（推定）
木炭・乾しいたけ・生漆の生産量の拡大や価格の安定化が図られ、生産額が増加することを目指します。	特用林産統計 林業振興課調査数値（団体聞取り）
生産量の増加と付加価値の向上等により、基準年の水準から5％増大させることを目指します。	・岩手県における主な浅海増養殖魚種別生産高（岩手県） ・いわて大漁ナビ(岩手県)
現状値から毎年1％程度の増加を目指します。	工業統計調査（経済産業省）
現状値から毎年1％程度の増加を目指します。	工業統計調査（経済産業省）
現状値から毎年1％程度の増加を目指します。	工業統計調査（経済産業省）
直近5か年の平均減少率が前年比5％程度であることから、減少率を毎年1ポイントづつ改善させるなどの取り組みにより、2021年には増加に転じ、以降毎年1ポイントの増加を目指します。	いわての観光統計
現状値から、直近10年間の最高値（46.9％）を超えることを目指します。	管内公共職業安定所集計値

岩手県県北広域振興局経営企画部

〒028-8042 久慈市八日町 1-1

TEL 0194-53-4981　FAX 0194-53-1720

岩手県政策地域部地域振興室

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

TEL 019-629-5194　FAX 019-629-5219

https://www.pref.iwate.jp/

VEGETABLE OIL INK